

吉賀町告示第9号

令和2年第1回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月12日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和2年3月3日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君

三浦 浩明君

桜下 善博君

松蔭 茂君

中田 元君

大多和安一君

河村 隆行君

大庭 澄人君

河村由美子君

庭田 英明君

藤升 正夫君

安永 友行君

○3月4日に応招した議員

○3月5日に応招した議員

○3月10日に応招した議員

○3月13日に応招した議員

○3月16日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○ 3月18日に応招した議員

○ 応招しなかった議員

令和2年 第1回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和2年3月3日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和2年3月3日 午前9時10分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和2年度町長施政方針
- 日程第6 要望第5号 社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書
- 日程第7 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
- 日程第8 発議第2号 農産物検査制度の見直しを求める意見書（案）
- 日程第9 承認第1号 専決処分の承認について（平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第10 議案第1号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第2号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第3号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第4号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第5号 平成31年度吉賀町一般会計補正補正予算（第9号）
- 日程第15 議案第6号 吉賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第7号 吉賀町地域公共交通会議条例の制定について
- 日程第17 議案第8号 吉賀町民生相談員に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第9号 吉賀町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第10号 吉賀町監査委員に関する条例及び吉賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第11号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第12号 吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第13号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第14号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第15号 吉賀町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第16号 吉賀町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第17号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第18号 吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第19号 吉賀町医療従事者等確保対策給付金の支給等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第29 議案第20号 吉賀町単独住宅条例を廃止する条例について
- 日程第30 議案第21号 令和2年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第22号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第32 議案第23号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第33 議案第24号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第34 議案第25号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第35 議案第26号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第36 議案第27号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第37 議案第28号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第38 議案第29号 令和2年度吉賀町一般会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和2年度町長施政方針
- 日程第6 要望第5号 社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書
- 日程第7 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
- 日程第8 発議第2号 農産物検査制度の見直しを求める意見書（案）
- 日程第9 承認第1号 専決処分の承認について（平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第10 議案第1号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第2号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第3号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第4号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第14 議案第5号 平成31年度吉賀町一般会計補正補正予算（第9号）
- 日程第15 議案第6号 吉賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第7号 吉賀町地域公共交通会議条例の制定について
- 日程第17 議案第8号 吉賀町民生相談員に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第9号 吉賀町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第10号 吉賀町監査委員に関する条例及び吉賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第11号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第12号 吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第13号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第14号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第15号 吉賀町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第16号 吉賀町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第17号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第18号 吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第19号 吉賀町医療従事者等確保対策給付金の支給等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第29 議案第20号 吉賀町単独住宅条例を廃止する条例について
- 日程第30 議案第21号 令和2年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第22号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第32 議案第23号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第33 議案第24号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第34 議案第25号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第35 議案第26号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第36 議案第27号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第37 議案第28号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第38 議案第29号 令和2年度吉賀町一般会計予算

出席議員（11名）

1 番 桑原 三平君

2 番 三浦 浩明君

3 番 桜下 善博君

4 番 松蔭 茂君

5 番 中田 元君
7 番 河村 隆行君
10 番 庭田 英明君
12 番 安永 友行君

6 番 大多和安一君
9 番 河村由美子君
11 番 藤升 正夫君

欠席議員（1 名）

8 番 大庭 澄人君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	栩木 昭典君	出納室長	中林知代枝君

午前 9 時 10 分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 11 人です。

なお、8 番、大庭議員については、病氣療養のため、欠席届が提出されておりますので報告をしますが、先ほど、議員の皆様には朝礼で報告しましたが、執行部の方も御存じない方が多いかと思っておりますので、あす 3 月 4 日、周南のほうのリハビリ専門病院に転院されてリハビリをされることになっておりますので、報告をしておきます。

それでは、定足数に達しておりますので、令和 2 年第 1 回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則１２６条の規定によって、５番、中田議員、６番、大多和議員を指名します。

日程第２．会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第２、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。３番、桜下議会運営委員長。

○議会運営委員長（桜下 善博君） 桜下でございます。報告させていただきます。

令和２年第１回吉賀町議会定例会の会期日程であります。本日３月３日より、３月の１８日までの１６日間としております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から３月１８日までの１６日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から３月１８日までの１６日間と決定をいたしました。

日程第３．諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第３、諸般の報告を行います。本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告、備品監査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

また、陳情第１号町道二ノ宮線改良工事及び林谷川の改良工事に関する陳情、及び要望第１号住居表示に柿木村を残すために字名の変更を求める要望書並びに請願第１号萩・石見空港活性化に関する請願については、お手元に配付した陳情・請願・要望等文書表のとおり、陳情第１号は経済常任委員会へ、要望第１号及び請願第１号は総務常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることになりました。

日程第４．行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第４、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。

本日、令和2年の第1回の定例会を招集しましたところ、議員におかれましては、御出席をいただきましてありがとうございます。

行政報告の前に2点について、まず申し上げておきたいと思います。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

既に御報告をしておりますように、当町におきましては、去る2月3日に対策本部を設置をいたして対処しているところでございます。

こうした中、先般、2月の27日、政府より、子どもたちの健康、安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備えるという観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校については、3月2日から春休みまで臨時休校とするという旨の要請があったところでございます。

これを受け、当町といたしましては、臨時の校長会並びに教育委員会の開催を経まして、政府の要請どおり、町内全部の小学校、中学校をきのう3月の2日から春休みまで臨時休校とすることといたしました。

また、放課後児童クラブ——学童保育でございますが、これにつきましては、原則、自宅待機ではございますが、就労等の理由で、どうしても待機が困難な場合には、日曜日と祝日を除く平日及び土曜日の朝8時から18時30分（午後6時半）まで、この時間帯で対応することといたしました。保護者の皆さんを初め、関係者の方々にはさまざまな形で御不便をおかけすることとなりますが、御理解を賜りたいと思います。

今回の対応によりまして、学校や給食調理場における教職員の勤務のこと、あるいは放課後児童クラブにおける人員確保など、クリアすべき課題はたくさんあるわけでございますが、現場の皆さんと協議しながら適宜対処しているところでございます。

さらに、政府からは財政支援や休業補償などに関するコメント、それからけさほどの新聞報道等ではあったわけでございますが、現段階で文書等によりまして具体的な指示等は入っておりません。したがって、当面は当町の対策本部の判断で対応いたしますが、これと並行して、国並びに島根県からの指示に従って対処、鋭意努めてまいりたいと思っております。

なお、例年、年度末から年度初めにかけては、大きなイベントが多い時期でございます。当町といたしましては、感染拡大予防・防止の観点から、不特定多数の皆さんが集まるものにつきましては、基本的に中止もしくは延期の対応をとることとしております。このような措置を行ったものにつきましては、あらゆる方法で周知を図ってまいりたいと思いますので、御留意いただきたいと思います。

次に、2点目は、本定例会に上程いたします議案についてでございます。

今回上程する議案は、全部で30件となっております。内訳といたしましては、一般会計補正

予算に係る専決処分が1件、各会計予算に係る補正予算が5件、条例の制定・改正あるいは廃止、これが15件、水道事業会計、特別会計並びに一般会計に係る当初予算が9件でございます。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げておきたいと思ひます。

それでは、お手元の資料によりまして、私の行政報告を御報告申し上げたいと思ひます。

今回、御報告を申し上げますのは、昨年の12月5日から本年3月2日、昨日までのところでございます。

まず、12月の5日、定例議会の招集をさせていただきまして、12月の定例会の会期は12月の16日まででございました。

12月の7日でございます。柿木大井谷の棚田でライトアップのイベントがございましたので、出席をさせていただきました。

翌8日、日曜日は、恒例の下須地区での萬歳楽のほうへ出席をさせていただきました。

12日の木曜日でございます。柿木中学校3年生の田村砂羽さんが御来庁をいただいたところでございます。田村さんにつきましては、昨年、島根県の中学生イラストコンテストに応募をされまして、最高賞となります特賞を受賞されたということもございまして、指導される先生と一緒に町長室のほうへ御来庁をいただきました。田村さんの作品につきましては、現在、レプリカではございますが、両庁舎の玄関付近のほうで掲載、展示もさせていただいておりますので、ぜひごらんをいただきたいと思ひます。

13日の金曜日は、医療・介護あり方検討会議を開催しております。

15日は、恒例のチャリティ余芸大会に出席いたしました。

17日の火曜日でございます。松江へ出かけまして、ここにありますように、陸運局島根支局及び軽自動車協会の要望活動、島根県教育長への要望活動並びに健康福祉部長ほかの面会を行っております。とりわけ、島根県の教育長への要望活動でございますが、これにつきましては、吉賀高等学校の募集定員の弾力的な運用について、お願いを申し上げたところでございます。

一番下、18日の水曜日でございます。年末の挨拶ということで、東京事務所、県選出の国會議員、それから津島雄二先生が所属していらっしゃいます田辺総合法律事務所のほうへ御訪問させていただきました。

2ページに入りまして、20日の金曜日でございます。同じく年末の御挨拶ということで、大阪近郊のほうを訪問させていただきました。大阪事務所、それから米等で大変お世話になっております第一食糧、イカリスーパー。玄三庵といいますのは、大阪の市内で5つの店舗を展開しておられるレストランでございますが、ここで使っていただくお米が全て吉賀町のお米でございます。そうした御縁で御挨拶に伺いました。

それから、食味鑑定士協会、これは環境王国の事務局も兼務していらっしゃいますが、こちら

のほうへ御訪問もさせていただいたところでございます。

23日の月曜日には、島根大学附属病院の院長と面会をさせていただきました。この席で既に御報告もさせていただいておりますが、ことしの3月、病院のほうを退任をされます廣瀬副院長が、4月から六日市病院のほうへ赴任をしていただけるというお話を頂戴したところでございます。

翌24日の火曜日、島根県知事町村長との意見交換会ということで、少人数学級初め、島根創生計画についての意見交換をさせていただきました。

25日には、益田に本店のございます株式会社キヌヤ様との包括連携協定の締結式でございます。

26日の木曜日でございます。年末の挨拶ということで、廿日市にあります吉賀町のアンテナショップと店舗のオーナーのほうを訪問させていただきました。その後は、津和野街道の交流協議会、初めてでございましたが、廿日市長、津和野町長、私と、3首長が集まっての初めての会合を開催をさせていただいたところでございます。

27日は、仕事納め式、27日、29日は、消防の年末警戒のほうへ出動させていただきました。

年変わりまして1月でございます。3日は成人式でございます。去年は、ああして台風が襲来するということで延期をさせていただきましたので、その関係で1月の3日に挙行させていただきました。今回67名の対象者のうち、41名の方が出席をしていただきました。

5日は、消防出初式でございます。議員の皆さんは、大変年頭から御出席をいただきまして、ありがとうございました。

6日は、仕事初め式でございます。

7日は、島根県庁、島根県町村会のほうへ年頭の御挨拶、それから8日につきましても、年頭の挨拶ということで、浜田市、広島のほうへ出かけております。

3ページでございます。

1月10日、同じく年頭の挨拶回りということで、大阪、それから11日には益田広域事務組合の事務局長であられました竹内哲也様が御逝去されましたので、葬儀のほうへ参列をさせていただきました。

12日は、岩国市の消防出初式のほうへ出席いたしまして、その日の夕刻からは、名誉町民であられました内藤博士先生のお通夜に参列、そして翌日は葬儀のほうへ参列をさせていただきました。

14日、火曜日でございます。一番下でございますが、広島で行われました全国都道府県対抗男子駅伝の選手に選定をされました柿木中学校3年の田原さん、こちらの激励のほうで学校のほ

うへ訪問させていただきました。

16日には、年頭の挨拶で東京へ出かけております。そして午後からは、国土交通省幹部職員との毎年恒例の意見交換会等で、事業等についての検討なりをさせていただいたところでございます。

1月の17・18、恒例となりました在広島根県人会並びにふるさとフェアということで、広島のほうへ出かけております。

19日には、名誉町民でられました河野鶴雄様の奥様が御逝去をされましたので、通夜、それから翌日は葬儀のほうへ参列いたしました。

下でございます。

1月の24日の金曜日、これは国土交通省の中国地方整備局が主催をする会議でございますが、中国ブロックPPP／PFI推進首長会議、呉市で開催されまして、翌日は広島市内でありましたNPO法人こころ21「食育関係フォーラム」のほうへ、それぞれプレゼンの要請がございましたので、町の状況等について御紹介をさせていただく機会をいただきました。

4ページに入ります。

1月の26日でございます。午前中は、恒例の旧道面家住宅での文化財防火訓練に参加いたしまして、午後は恒例となりましたキヌヤ益田ショッピングセンターでの吉賀町フェアのほうへ出席をいたしました。

27日は、医療・介護あり方検討会議。

2月に入りまして、3日でございます。臨時庁議となっております。この段階で新型コロナウイルス感染症対策の対策本部を立ち上げたところでございます。

それから、この日は、柿木村地域振興協議会が来庁されまして、字名変更に対する要望書を持参をされております。

2月4日、松江市に出向きまして、こちらにありますようなそれぞれの会議等へ出席をいたしました。

6日は、益田地区広域市町村圏事務組合の理事会。

7日でございます。應儀医師、津和野町議会議長面会とございます。実は、この3月から六日市病院のほうへ赴任をしていただくことになりました。應儀成二という名前でございます。應儀成二医師と、それから、おつなぎをしていただきました津和野町の沖田議長のほうへ面会に参上させていただきました。應儀様の奥様の御実家が日原にあるということでございましたので、御実家のほうへ訪問させていただいたところでございます。

2月の12日でございます。株式会社ザオバによりますトレーニングマシンの寄贈式を行ったところでございます。

13日、木曜日でございますが、2期務められました川本町の三宅町長御勇退ということで、御挨拶に出向いたところでございます。

14日は、島根県の後期高齢者医療広域連合議会でございます。

5ページでございます。

2月の15日、サクラマスプロジェクトのフォーラムに参加をいたしました。

17日の月曜日、益田地区広域市町村圏事務組合の定例会。

翌18日は、鹿足郡のそれぞれ3つの一部事務組合の定例会があったところでございます。

19日は、町議会の全員協議会。

20日につきましては、島根県市町村振興協会人口減少対策セミナーということでございまして、私がこちらの振興協議会の評議員ということで、主催者の一員でもございますので、参加をさせていただきました。

それから、講師は藻谷浩介氏でございまして、この講演会のほうに議会からも議員の方に御参加をいただいたということでございまして、大変ありがとうございました。なお、開催場所が松江市になっておりますが、これは浜田市でございますので、御訂正をお願いをしたいと思います。

21日の金曜日につきましては、松江へ出かけておりまして、午前中は、エフエム山陰の収録の取材がございまして、午後からは記載をしておりますような会議へ出席をさせていただきました。

22日は、県民会館での「竹島の日」記念式典に出席をしております。

25日は、午前中は、映画「高津川」のロケ地マップの完成記者会見がございまして、益田市、それから午後は、医療・介護あり方検討会議ということでございます。

26日は、島根県市町村振興協会の評議員会。

27日につきましては、午前中は、岩国市長を訪問させていただきました。岩国の福田市長、4期目の当選を新年のところで果たされたということで、議会のほうから安永議長と一緒に御訪問させていただきました。

それから、少し時間をいただきましたので、特に私も申し上げております益田―岩国道路のことについて、福田市長とも意見交換をさせていただいたところでございます。

その日の午後は、しまね景観賞受賞報告ということで、蔵木の池下御夫妻が訪問においでいただきました。長年にわたる保全活動で、蔵木にあります「ひがん花の里」が、しまね景観賞の奨励賞を受賞されたということがございまして、実行委員会を代表されて御訪問をいただいたところでございます。

28日は、町議会の全員協議会、それからその日の夜は、朝倉で建物火災がございましたので、そちらのほうへ出動したところでございます。

以上でございます。

日程第5. 令和2年度町長施政方針

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、令和2年度町長施政方針についての説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、お手元に配付しております資料によりまして、町長施政方針並びに提案理由説明書、この内容について申し述べたいと思います。

令和2年第1回吉賀町議会定例会の開会に当たり、諸議案の説明に先立ちまして、今後の町政運営に臨む基本的な考え方的一端と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、国内状況についてであります。

1月20日開会した第201回通常国会における安倍内閣総理大臣の施政方針演説の柱は、次のような内容でありました。それは、我が国が令和という新しい時代を皆さんとともに切り開いていくために、まずは本年開催される東京オリンピック・パラリンピックを復興五輪と位置づけ、東日本大震災の際にいただいた世界各国からの御支援に感謝するとともに、立ち直りつつある被災地の姿を実感していただくために、この大会をぜひとも成功させる強い意気込みを表明されました。その上で、地方創生総合戦略、成長戦略、一億総活躍などに積極的に取り組むというものでありました。

地方創生につきましては、外国人観光客の多様なニーズに呼応するインフラを整えた観光立国や農産物輸出による世界への挑戦を力強く後押しするとしています。また、命を守り、災害に強い国づくりを行うことにより、生産基盤を整備するなど、国土強靱化対策にも取り組みながら、若者が将来に向け夢や希望を持って飛び込んでいくことのできる地方創生の新しい時代をつくり上げていくとしています。

成長戦略については、昨年と同様に、将来に向けたイノベーションを大胆に後押しするとともに、これまでわが国の経済と雇用を支えてきた中小・小規模事業者に対して支援するとともに、IoT、ビッグデータ、人工知能など大きな変革の中で、デジタル時代の規制緩和も大胆に進めていくこととしています。

一億総活躍については、子どもたちから子育て世代、現役世代、お年寄りまで全ての世代が安心できる全世代型社会保障への転換を図るとしています。また、女性も男性も、若者もお年寄りも、誰もが多様性を認め合い、その個性を生かすことのできる社会、思う存分その能力を発揮できる社会を目指していくことを明言しています。

次に、島根県内の状況についてであります。

2月18日開会した令和2年2月島根県議会定例会における島根県知事の提案理由説明の要旨については、既に報道等により皆さん御承知のとおりであります。特に令和2年度一般会計当初予算については、昨年誕生した丸山県政として初めての編成となりました。

今回の予算は、島根創生計画の推進と健全な財政運営の両立を図ることに主眼を置いたものとなっており、対前年度比で64億円、1.4%増の4,750億円を措置しています。したがって、人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる島根創生計画を強力に推進すること、中期財政運営方針に基づき、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することを念頭に置いて編成されています。

とりわけ島根創生計画を具現化するために、「活力ある産業をつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「地域を守り・伸ばす」、「島根をつくる人をふやす」ことを4つの基本目標として掲げ、それぞれの目標ごとに関連する対象事業について、重点的に見直しを行い、財源を捻出しています。また、中期財政運営方針では、その目標として財政調整のための基金確保や県債残高の縮減などについて、具体的数値目標も設定されています。

また、政策企画局と広報部の統合、部長級の副教育長設置、子育て支援担当の理事設置、さらに女性活躍推進課、中山間地域離島振興課、産地支援課、国際観光推進室の設置など、島根創生計画の推進に必要な組織改正にも取り組むこととしています。

そして、島根県当局におかれましては、引き続き県下市町村への強力な御指導を大いに期待しているところでございます。

国も島根県も将来にわたる状況を的確に見極め、高所大所からの施策の展開はもちろんのこと、一方では、より一層の現実的対処を講じていくことも求められていると思います。さらに、地方公共団体にとって財源の大半を占める地方交付税のあり方については、従来にも増した厳しい見込みの中で、財政運営を図っていかなければなりません。その上で、適切な住民サービスを確保しつつ、地域振興と行政の効率化を講じていくべきであります。

いずれにしても、施策を効果的に展開していくのは、地方自治体であり、そのような観点からも地方の責任は、一層重くなっていることを従来にも増して、より強く意識しなければなりません。

町政を取り巻く諸情勢についてであります。

私が町長に就任して2年5カ月が経過し、任期後半に入ったところであります。多忙な日々の中であって、改めてその責任の重大さを痛感しているところです。私たちの住むこの吉賀町は、これまで財政健全化や少子化対策など、島根県内はもとより、全国でもトップクラスの施策を展開してまいりました。さらに、この町の未来を輝かせるために、「一体感の醸成」を果たすことが自分に与えられた使命であると考え、「まちを一つに」をスローガンに掲げ、「育ててよし！

元気よし！住んでよし！」、この「三つのよし！の吉賀町」を目指していくことを基本姿勢としています。

その実現を目指す道しるべは、第２次吉賀町まちづくり計画と吉賀町総合戦略です。平成２７年度に策定した吉賀町総合戦略も今年度が最終年度となっておりますが、さらに２年間、対象期間を延長して推進していくことといたしました。これまでの取り組みにより、ここ数年は、出生数が幾分回復するとともに社会増も実現し、月によっては人口増加の傾向も見られ、人口減少率は若干緩やかな状況にあります。さらに、このような状況を好転させていくとともに、多文化共生社会の実現にも取り組んでいかなければなりません。

ところで、昨年は、かねてからの懸案事項でありました２つの温泉施設の指定管理者が新たに決まり、運営を継続していただくこととなりましたし、廿日市のアンテナショップについても、町内の企業組合に事業の継承をすることができました。また、六日市医療技術専門学校や六日市病院の問題、下七日市地区における大規模建物火災など、本当に従来にない大変大きな出来事が発生した年でもありました。

これらの事案は、有史以来、我々が経験したことのない事柄ではありますが、これらの課題に対して、お互いに真摯に向き合い、難局を乗り越えていかなければなりません。また、１１月には職員の飲酒に起因した交通違反もあり、行政に対する信頼を大きく失墜することとなりました。

私といたしましては、これらのさまざまな事案を踏まえ、これまで以上に町民の皆様との対話を重視し、より多くの皆様の声に耳を傾けることで行政との信頼関係を再構築し、安全安心のまちづくりと地域力の向上をさらに推進してまいりたいと思います。そのことによって、町民の皆さんが、この町に生まれ育ってよかった、この町で生活できて本当によかったと、等しく実感していただけるよう努力してまいりたいと思いますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、第２次吉賀町まちづくり計画に沿って来年度の主要施策について、以下のとおり順次申し述べてまいります。

最初に、快適で安全に暮らせるまちづくりについてであります。

町内全域の情報通信網として整備しましたケーブルテレビ施設につきましては、吉賀町での基本プラン加入率は約８３％となっており、ほぼ横ばいの状況が続いています。一方、津和野町内のＦＴＴＨ化が完了し、これにあわせて吉賀町内においても最大１ギガバイトでの高速なインターネットの運用を開始しており、現在のインターネットの加入者は９０３件、そのうち１００メガバイトが５２件、１ギガバイトが８件の契約となっています。

防災行政無線の整備につきましては、昨年９月に方針転換した上で、設計業務を完了したところであります。今後は、来年度から２カ年の工期で整備を進めてまいります。近年の自然災害の

傾向や、さらには、昨年５月の下七日市地区大規模建物火災の教訓から、自助・共助の核となる自主防災組織の存在意義はますます大きくなってきており、引き続き組織化に向けた取り組みを進めてまいります。

一昨年から実施しております総合防災訓練を、来年度も行い、地域住民のさらなる防災意識向上と災害時における対応力の強化を図り、地域の防災力の向上に努めてまいります。

安心して健康に暮らし続けるために必要な移動手段であり、町の賑わいの創出と交流の活性化も担う、持続的な公共交通網の構築のための基本計画として、吉賀町地域公共交通網形成計画が、多くの町民の参加により策定されました。基本理念を「生活と交流を支える公共交通をみんなで守り育てます」とし、６つの課題解決のために今後１６の事業に取り組むこととしています。既に一部の地域では、地域内交通の見直しのためのタクシー助成制度の実証実験を実施中であり、そのほかにつきましても、順次実施することとしています。

再生可能エネルギーの普及事業につきましては、今年度に引き続き、太陽光発電システム、木質バイオマス等、太陽熱利用によるシステムについて推進していきます。

道路環境の整備につきましては、町道など生活に身近な道路の安全・安心な道路環境を確保します。特に通学路においては、島根県、教育委員会、警察署、ＰＴＡ等と連携して安全点検を実施し、危険箇所の改善に努めるとともに、冬期における歩行者の安全確保のため、新たに歩道除雪機械を購入し、除雪作業の迅速化に取り組みます。また、国道、県道の整備については、引き続き島根県へ要望していきます。

道路、河川の維持管理につきましては、安全パトロールや危険箇所の点検を実施し、日々の住民生活に支障を及ぼすことがないよう機能の向上と維持管理に努めるため、各施設の計画的な点検を実施するとともに、橋梁・トンネルは健全度判定の結果により国の事業を利用し、修繕工事等を行います。

高規格道路等の地域幹線道路の整備につきましては、山陰道の早期完成に向け、管内市町と連携し、取り組みを進めてまいります。また、仮称ですが、益田―岩国道路につきましては、引き続き、益田市、津和野町と意見調整を行うとともに、岩国市や国道１８７号沿線関係者との意見交換を実施し、要望等の具体的な取り組みを進めてまいります。

危険箇所の対策につきましては、毎年のように記録的な豪雨による自然災害が発生している今日、島根県が進めております土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域における特別警戒区域の新たな指定に向け、町民の皆様の御理解をいただきながら取り組みを進めるとともに、関連する対策事業をハード、ソフト両面から講じていきます。

ため池の危険性が全国的に指摘される中、町内に存在するため池の安全対策を進めてまいります。また、ソフト対策の一つとして、特別警戒区域や浸水想定区域等を反映したハザードマップ

更新事業を実施いたします。

水道事業につきましては、住民にとって重要なインフラを維持する観点から、計画的・効率的な施設維持に努め、今後もより一層適切かつ合理的な事業推進に努めてまいります。

下水道事業につきましては、利用者の加入促進を図りながら、下水道施設、農業集落排水施設の適切な管理運営を行うとともに、国の指針に従い、公営企業会計の適用拡大に向けて取り組みます。また、合併処理浄化槽設置補助金と浄化槽維持管理費補助金制度の定着を進め、快適な生活環境の確保に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、低所得者向けの住宅の確保と定住の促進に向け整備を行っているところです。建設して40年を超える住宅が多く現存していることから、平成28年度に策定した長寿命化計画により、古い物件から建てかえを実施しており、来年度も高津川流域産材を活用し、沢田団地2棟4戸の建設及び中原団地2棟5戸の解体を行います。

長年懸案でありました吉賀町斎場の整備につきましては、来年度において新たな式場の増設に向けた調査設計業務に取りかかります。

地籍調査事業につきましては、国・県の予算確保が厳しい状態が続いておりますが、来年度、新規調査地区として、田野原4地区（金山谷）0.43平方キロメートル、大野原4地区（月瀬）0.11平方キロメートルの調査を計画しており、引き続き進捗率の向上を目指します。

本町では、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部改正等により、今年度4月以降、就労や就学に伴う外国人の流入は著しく増加し、12月末では総数217人、59名の増となっています。人口に占める割合も3.5%で、県内でも最高の割合となっています。

本年度関係事業所等に対し、自動翻訳機（ポケトーク）の無償貸与事業の導入、ごみの分別表やカレンダーの外国語版（英語・中国語・ベトナム語）の作成を行うなどの対応を図ってきたところです。今後さらに外国人住民の流入が予想される中で、多文化共生の取り組みが重要となっています。一部地域では、外国人住民との交流事業も行われているところですが、来年度においては、県、圏域、関係事業所や町民の皆様の御協力をいただきながら、日本人と外国人が互いの文化の違いを理解しあえる場づくりに取り組んでまいります。

吉賀町小水力発電所につきましては、現在順調に稼働しておりますが、計画的に施設管理を行う観点から、来年度において詳細な測量を実施して台帳整備を行い、適正な発電事業に取り組んでまいりたいと考えております。また、この施設の売電による収益の一部が将来の子育て支援策に係る財源確保の役割を担っていることを広く知ってもらうために、子どもたちを対象に愛称募集を行い、発電事業の意義と環境教育の一環を担う取り組みを強化してまいります。

次に、健康で安心して暮らせるまちづくりについてであります。

安心して子どもを産み育てる環境づくりにつきましては、今年度出生数は38人と、昨年度か

らはやや増加に転じています。その要因といたしましては、平成27年度より実施しております学校給食費、保育料、放課後児童クラブ利用料及び子ども等医療費の無償化事業を柱とした子育て支援策の効果によるものと評価しており、引き続き吉賀町人口ビジョンの目標総人口の実現に向け、出産前から分娩期・育児期を通して、安心して生み育てられる体制の充実が必要であると考えており、今年度策定した第2期吉賀町子ども・子育て支援事業計画に基づき、来年度以降も実施してまいりたいと考えます。また、子育て世代のニーズに対応した相談支援や施策の充実、必要な人材確保対策等につきましても、吉賀町子育て世代包括支援センターを中心に取り組みを継続してまいります。

一方で、懸案事項でありました入所児童減少傾向により、今年度1名の入所で運営しております朝倉保育所につきましては、地元関係者の皆様方と新たな入所児童確保に向け努力をしておりますが、令和2年4月においても、入所児童数5名の確保が困難である見通しとなったことから、来年度の運営を休止することとし、その休止期間中において入所児童数5名確保が困難な状況が継続する場合は、極めて残念ではありますが、令和3年3月末をもって朝倉保育所を閉所する考えであります。

健康づくりにつきましては、これまでと同様に、第2次いきいき21吉賀町健康づくり計画に基づき、誰もがこころ豊かに安心していきいきと安全に暮らせる町を目指して、ライフステージに沿った健康増進、生活習慣病予防・重症化防止及び介護予防に重点を置いた取り組みを効果的に推進し、がん・糖尿病・脳血管疾患の発症・死亡の減少、自死予防の取り組みの強化、要介護高齢者割合の減少、口腔機能の維持等の取り組みにより、平均寿命や65歳時平均自立期間の延伸を目指します。また、食育事業につきましては、第1次吉賀町食育推進計画が今年度で最終年を迎えますが、食育ネットワーク会議において協議した結果、計画期間を延長して、関連性の高いいきいき21吉賀町健康づくり計画中間見直しにあわせて改定を行うこととし、来年度も引き続き家庭や保育所・学校・地域等といった生活の場面において、健全な食生活を自立的に営むことができる力の育成に向け、吉賀町食生活改善推進協議会を初め、さまざまな関係団体と連携し取り組んでまいります。

本年2月より新たに指定感染症となった新型コロナウイルス感染症につきましては、2月26日時点で島根県内では感染は発生していませんが、国内においては、893名の感染が確認されています。国において法律等に基づき、感染拡大防止に向けさまざまな対策強化を図っています。島根県においても県内発生の遅延と発生した場合の早期発見に努めるため、各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、相談体制の整備を図っています。

吉賀町としましては、現在、吉賀町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、庁議メンバーによる対策本部を立ち上げ、町内発生の遅延と発生した場合の早期対処に向け、住民や事業

所等に対し、感染防止等に関する情報提供等を島根県や圏域内市町及び関係機関と連携し行ってまいります。

住民が住みなれた地域で安心して生活できるための地域医療を守る取り組みにつきましては、昨年3月末の常勤医師2名の退職により、医師を初めとする医療従事者確保や地域医療拠点病院の重要な機能継続等の六日市病院の抱える課題の解決や、将来的な地域の実情に応じた医療、介護のあり方を検討するため、島根県、社会医療法人石州会と町の三者により構成される吉賀町医療・介護あり方検討会議を昨年7月に設置し、計5回の会議と、計13回の専門部会を開催し、コンサルティング業者からの経営分析資料をもとに検討を重ねてまいりました。

その結果、六日市病院の存続を優先し、機能規模や今後の人員確保見込み等について、さまざまな情報等から比較した場合、病院形態としては、公設民営が妥当との方向が見えてまいりましたが、将来的な町財政に影響を及ぼす重要事項についての検証が未実施であるなど不確定な要素が多いため、来年度も引き続きあり方検討会議を開催し、公設民営化に向けての検討を進めてまいります。

なお、喫緊の課題であります医療従事者の確保につきましては、依然、厳しい状況にはありますが、島根県を初め島根大学附属病院や近隣市町村等からの御協力によりまして、本年3月と4月に新たに2名の医師が六日市病院で勤務していただけることとなりました。また、看護師などその他の従事者につきましても、昨年9月より六日市病院との連携による養成校訪問を実施しており、来年度も継続して取り組んでまいります。

そのような状況の中で、医療従事者確保対策の充実について、あり方検討会議において検討を重ねた結果、現行の吉賀町医療従事者確保対策給付金制度を廃止し、令和2年度から吉賀町医療・介護従事者確保支援補助金制度を新たに創設して、人材確保に向けた奨学金制度や従事者の資質向上、または離職者対策等に取り組む町内の医療機関や介護事業所への支援を強化してまいります。

六日市医療技術専門学校につきましては、昨年8月に町政活性化に関する要望書が提出され、町議会において経営の承継を含め、学園存続に向け積極的な関与を求める意見が付され、採択されています。署名をされた町民の皆様や町議会の意向を、町といたしましては大変重く受けとめており、引き続き対処してまいります。

地域福祉につきましては、来年度、第2期吉賀町地域福祉計画・活動計画が計画期間の最終年を迎えることから、この間の取り組みの評価、検証をもとに、地域課題を明らかにしていく中で、令和3年度から向こう5年間の地域福祉充実に向け、第3期吉賀町地域福祉計画・活動計画の策定を行い、一人一人の不安や悩みに対する総合相談支援体制づくり、ボランティア活動の育成や充実、多様なニーズに対応するサービス基盤の整備、地域における支え合いの仕組みづくりなど、

住民の相互扶助による住みよい地域共生型社会の実現を目指してまいります。

その中心的役割を担うのは、吉賀町社会福祉協議会であり、社会福祉法により求められる公益性の高い事業に積極的に取り組めるよう、来年度、最終年度となる吉賀町社会福祉協議会支援計画に基づき、法人運営補助金等の支援を行い、経営基盤安定の早期実現につなげてまいります。

また、地域において住民が安心して生活をするため、今年度改選され新たな構成となった民生委員、児童委員、主任児童委員との連携により、町内全ての地域で見守り体制の一層の充実が図られる取り組みや、生活困窮者対策として、生活保護事務や生活困窮者自立支援制度など従来制度の充実、強化を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、昨年度より着手しておりました吉賀町障がい者総合支援センターが今年度完成し、町内外の身体、知的、精神に障がいのある方々が就労継続支援や総合相談支援等に加え、ゆとりのある施設空間を活用し、生活介護事業や日中一時支援事業等のサービスを一堂に利用することが可能となりました。今後は、この施設を障がいがある方々だけでなく、その御家族や地域住民など多くの皆さんが交流でき、暖かく笑顔あふれ、誰もが安心して生活できる町の実現に向けた拠点施設となるよう、指定管理者であるNPO法人よしかの里を中心に運営してまいります。

高齢者福祉につきましては、住みなれた地域において自立した生活が継続できるよう、生活に必要な集いの場や移動手段の確保、栄養状態維持改善のための配食サービスの充実、見守り体制の整備、社会参加や生きがい対策の推進を図ってまいります。とりわけ、後ほど述べます介護保険事業との関連で、要介護認定者数の減少や介護サービス給付費の抑制に向けては、このような地道な取り組みの継続が必要であるため、引き続き百歳体操やふれあいサロン等の高齢者の健康づくりや、介護、認知症予防、生きがい対策を実施してまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度からの新制度移行により、県内市町村の財政基盤強化が図られ、円滑な保険運営が行われていますので、引き続き島根県や他市町村と連携し、地域住民と密接に関係するきめ細かな業務を担ってまいります。

一方、町内の医療費の給付動向に着目しますと、悪性新生物や脳血管疾患等により療養給付費が高騰する傾向にあります。このことから、来年度は特定健診等の受診率の向上に向けた個別勧奨や各種健診等から得られたデータを活用した被保険者の生活習慣の改善による疾病予防事業を実施します。引き続き、疾病の早期発見、早期治療につながるよう関係機関と連携し、保健事業を進めてまいります。

後期高齢者医療保険事業につきましては、島根県後期高齢者医療広域連合からの給付データによると、後期高齢者1人当たり医療費は、県下で最も高い状況にあり、抑制に向けた取り組みが求められています。このため、町内の後期高齢者の医療費データをもとに、医療費の高騰要因を

明らかにし、医療費適正化に向けた効果的な対策の検討を健康づくりや介護予防事業等と連携し進めてまいります。

介護保険事業につきましては、第7期介護保険事業期間の2年目が間もなく終了しますが、この間の吉賀町介護保険事業をめぐる状況は厳しく、要介護認定者数や施設サービス給付費等は第7期計画推計値を大きく上回り、不足する財源補填のため、介護給付費準備基金の取り崩しが続いています。本年度末の基金残高は565万8,000円となり、令和2年度当初予算編成が困難な事態となることから、第2期計画期間中ではありますが、今定例会において介護保険料率の改定のための吉賀町介護保険条例の一部改正及び関連する補正予算を上程いたします。

また、来年度は、第8期介護保険事業計画策定の年に当たり、前述の状況が続きますと、第8期においても介護保険料率の上昇が見込まれることから、抑制に向けた一層の取り組み強化が必要と考えます。このため、従来から実施している介護予防事業の充実強化に加え、ケアプラン点検の実施、在宅医療、介護連携等による介護サービス費の適正化等の対策や、将来的な65歳以上人口や要介護認定者数の推移等から必要なサービス量、基盤を推計し、安定して持続が可能となる事業計画策定を島根県や圏域内保険者を初め関係機関との連携により進めてまいります。

次に、魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくりについてであります。

人口ビジョンに示す目標達成のために策定した吉賀町総合戦略における基本目標の一つである、新しいひとの流れをつくるために、来年度もUIターン者の増加に引き続き取り組みます。手厚い子育て支援制度等とあわせながら、住居対策、雇用対策を実施し、子育て世代の流れの増加を目指します。

農業振興対策につきましては、有機農産物など特色ある商品の生産、流通、販売を推進してまいります。長年、水稻を主体としてきましたが、米の消費減少や価格低迷が続く状況の中、今後は収益性の高い農業への転換に向けた取り組みも必要となっており、生産者から産地化推進の要望書も提出されました。県やJAなど関係する機関で産地づくりに向けた検討を始めておりますが、まずは新規事業として水田活用、園芸拠点づくり事業に来年度より取り組んでまいります。

担い手の確保につきましては、国や県の事業を活用して新規就農者や地域の中核となる担い手確保対策を引き続き推進してまいります。

農業基盤整備事業は、引き続き県営により取り組みます。具体的には、現在実施している農地環境整備事業で立河内地区、農業競争力強化基盤整備事業で真田地区の圃場整備事業に加え、新たに事業決定した県営農地中間管理機構関連農地整備事業で吉原・坂折地区の事業推進に取り組みます。

鳥獣被害対策につきましては、引き続き、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進してまいります。

来年度は、農家からの要望も多い猿被害対策を強化するために、猿捕獲用移動式捕獲檻を導入し、群れの捕獲に取り組みます。また、イノシシによる大規模な畦畔被害もふえている状況にありますので、畦畔復旧経費への助成制度も創設してまいります。

ブランド化の推進につきましては、国の山村活性化支援交付金を活用して、吉賀米、サフラン、ラッキョウのブランド化に向けた取り組みを継続して行ってまいります。また、現在は少量生産であっても、将来ブランド化商品となる可能性がある農産物等についても、生産者の御意見等を参考にしながら、生産拡大に向けた検討も進めてまいります。

現在検討中の地域商社につきましては、来年度内に財団を設立し、その後、株式会社、社団法人の設立を行っていく計画としております。そのためにも、住民の方の御意見を十分にお聞きした上で、吉賀町の地域経済の発展に向けた取り組みを着実に進めてまいりたいと思います。

昨年8月に、棚田地域振興法が施行されました。大井谷の棚田を貴重な町の財産として保全していくため、新たに協議会を組織化して、活動計画の策定、国の認定を経て多様な組織の連携による施策を推進してまいります。

林業振興対策につきましては、森林環境譲与税を活用した事業を主体的に取り組みを進めてまいります。吉賀町の森林資源を有効に活用し続けるためには、林業就業者の確保と育成を強化する必要があります。そのために、来年度より地域おこし協力隊制度を活用した担い手育成事業に取り組んでまいります。

これまで取り組みを続けてまいりました木の駅プロジェクト事業につきましては、本年度をもって休止することが木の駅プロジェクト事業実行委員会で決定されました。本事業は、里山保全や森林資源の有効活用に資する事業でしたので、取り組み内容等を再構築の上、今後の林業施策の中で事業化できるか検討をしてまいります。

また、菌床製造施設の整備につきましては、本年度中に整備方針を決定する予定でしたが、菌床玉及びシイタケ販売額が減少している状況や、生産者の御意向、会社の経営状況等を踏まえると、現状では施設更新を行う状況にないものと判断し、来年度における整備は実施しないこととしました。

商工振興対策につきましては、小規模事業者等への支援、起業創業者への支援を引き続き行ってまいります。なお、住宅改修促進事業補助金については、対象者や対象工事を拡充し、住宅改修支援事業補助金と名称も変更して実施してまいります。

プレミアム商品券発行事業につきましては、来年度より500セットふやし、3,500セット分の助成を行います。また、吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく施策については、現在、商工会と検討を進めておりますが、今後、関係団体との協議も行った上で、来年度には計画を策定して事業の推進を図ってまいります。

町内企業における労働者の住居確保は重要な課題となっています。既存の人材確保定着推進協議会の活動を強化し、人材確保対策における課題などの情報収集や共通認識を図り、課題解決に向けて空き家情報バンクや民間賃貸住宅建設助成などの制度の有効活用等について協議することとしています。

観光振興につきましては、吉賀町らしい交流人口の拡大を目指し、高津川・水源・棚田などの地域資源をキーワードにした情報発信を積極的に行います。今年度は、新たな取り組みとして、全国に約95万人の会員を有する株式会社モンベルと包括連携協定を締結しました。現在は、同社が指定するモンベルフレンドタウンとなり、現在、町内の9店舗がフレンドショップとしての登録を行っています。今後は、モンベル実店舗と連携しながら、会員を中心として周知を行ってまいります。

今年度、町内出身者の御縁により、マツダスタジアムで開催されたわがまち魅力発信隊に出店し、特設ブースでの観光PRや特産品の紹介などを行いました。来年度においても、引き続きこの事業に取り組むこととしています。

津和野街道を通じた交流につきましては、このたび、3市町による協議会を発足し、400周年の記念式典を行うよう計画しています。県境を越えた文化、歴史、観光、まちづくりについて今後も連携し、活性化を図ることとします。

第71回全国植樹祭が5月31日に大田市三瓶山北の原を会場として開催されます。当日は、天皇皇后両陛下が御臨席され、お手植え、お手まきが行われ、吉賀町の町木であるコウヤマキも天皇陛下のお手植えの樹種に選定されております。今後も、県自然環境保全地域に指定されている吉賀町コウヤマキ自生林を町の貴重な資源として保全、PRしてまいります。

また、この高津川流域を舞台として撮影が行われました映画「高津川」は、既に中国地方で先行公開が行われましたが、この4月からは全国ロードショーとなることが決定しています。

これらさまざまな機会を生かし、この圏域の郷土や文化などを発信する絶好の機会とし、知名度の向上や特産品等の紹介などに取り組んでまいります。

健康増進交流促進施設「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」及び老人福祉センター「はとの湯荘」につきましては、今年度から3年間の期間で新たな指定管理者による運営となっています。吉賀町の誘客施設の一つであり、交流人口の拡大に大きく寄与している施設でもあり、連携して活用の促進を図ります。

来年度は、健康増進交流促進施設「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」について懸案となっております空調施設の更新も含めたエネルギーの効率化に向けての検討を行うこととし、当初予算において基本設計に係る費用を計上いたしました。今後、国庫補助事業も検討しながら、必要に応じて整備費用について予算計上を行っていきたいと考えています。

次に、人と歴史を大切に暮らせるまちづくりについてであります。

教育の振興につきましては、ふるさとでの学びや体験をもとにしたあすの吉賀町を支える人材育成を基本理念に、吉賀町教育振興計画にのっとり進めてまいります。特に、来年度から小学校、令和3年度から中学校で完全実施される新しい学習指導要領に対応するため、小中学校で実施されるキャリアパスポートや、小学校のプログラミング教育、外国語教育など各小中学校においてスムーズに実施されるよう指導、助言や研修等に取り組んでまいります。

また、今後進められる情報教育、ICT活用教育の着実な実施に向け、文部科学省が押し進めるGIGAスクール構想を見据えて、ハードとソフトの両面における学校ICT環境の整備を進めてまいります。

学校施設整備につきましては、本年度策定いたします吉賀町学校施設長寿命化計画に基づき整備を進めてまいります。

吉賀高等学校の支援につきましては、「小さな学校で大きな夢を」の実現につながる取り組みを引き続き進めてまいります。支援事業の一つである公設塾NEXTにつきましては、来年度より林業総合センターから七日市小学校多目的教室へ場所を変え運営してまいります。関係の皆様のご理解に感謝するとともに、着実な運営に努めてまいります。

また、支援協議会におきましては、昨年12月、島根県教育委員会へ吉賀高等学校の入学定員の弾力化に関する要望書を提出いたしました。今後も、吉賀高等学校を取り巻くさまざまな課題に対し、各関係団体と協力しながら対処してまいります。

平成24年度から進めてまいりましたサクラマスプロジェクトにつきましては、これまでも第1期とし、家庭や地域の愛情を感じながら吉賀町に誇りを持ち、自己実現に向けて行動できる子どもの育成を目指した取り組みにより、子どもたちは吉賀町を好きだ、よいところだと感じるようになりました。来年度からの第2期では、新学習指導要領により新たに取り組むキャリアパスポートとサクラマスプロジェクトを融合させ、年少児から高校生までの成長段階に応じた目標を定め、次代を担う子どもたちに必要な創造性、協調性などの非認知能力の向上を目指す事業として推進してまいります。

人権教育につきましては、差別問題の中で、これまで本町の取り組みの中心に据えてまいりましたハンセン病問題について、町内全体で啓発、訪問、交流の取り組みを続けてまいります。

次に、協働と交流で生き生きと暮らせるまちづくりについてであります。

公民館を核とした地域づくりの推進につきましては、これまで協議してまいりました公民館のあり方をもとに、学びを通じた人づくり、地域づくりの視点に立ち、統括コーディネーターを配置して、吉賀町の目指す姿、自立した人たちによる持続可能な地域の実現に向けて取り組んでまいります。

自治振興交付金事業につきましては、集落の活性化を目的として、年度を限って実施しているものであります。真に地域の活性化につながるよう地区担当職員と自治会との連携のもと、活用していただくことを期待しています。

地域自治区柿木村の設置期間は来年度末で終了しますが、その後の柿木村の名称の取り扱いについて、自治区域内で活発な議論がなされ、住民意向調査を実施した結果、柿木村の名称を残してほしいと字名変更の要望書が提出されております。これまでの経過等を踏まえ、来年度の早い時期に結論を出せるよう、議会での議論にも注視しながら進めてまいります。

町政座談会につきましては、今年度も公民館単位で開催し、多くの町民の皆様の貴重な御意見をお聞きすることができました。来年度におきましても引き続き開催することとしていますので、より多くの皆様に参加していただくことを期待しています。

最後に、行財政対策についてであります。

町税などの徴収対策につきましては、債権共同徴収対策委員会において、債権管理マニュアル等による一元的な対応を図り、徴収率の向上の取り組みを行っているところです。また、私債権の悪質滞納者に対し、再度訴訟による強制執行の手続にも取り組むこととし、引き続き、研修などにより職員のスキルアップを図りながら、公平公正な受益と負担の観点から、適正な賦課と徴収対策の強化に取り組んでまいります。

職員の人材育成について触れておきたいと思います。

就任以来、残念ながら職員の事務遺漏や不祥事案が発生しております。まずは、職員一人一人が公務員としてのあるべき姿を再認識しなければなりません。その上で、行政課題に主体的かつ的確に対処し、解決していく能力や柔軟かつ効率的な行政運営に努める能力を持つ職員の育成に努めてまいります。

来年度から実施される会計年度任用職員制度につきましては、法改正の趣旨に沿って、適切かつ円滑な導入に努めてまいります。

行財政改革につきましては、第3次行財政改革プランの総括を踏まえつつ、第4次行政改革計画、財政健全化計画をスタートさせてまいります。計画の基本方針である住民参画と協働によるさらなる質の高い最適化した行政サービスの実現と、自立し持続可能で透明な財政運営を目指し、安定した行財政基盤を確立すべく取り組みを進めてまいります。具体的な取り組みの一つとして、吉賀町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を来年度末までに策定いたします。

財政運営につきましては、人口減少、少子高齢化が進展している中、中長期的に安定した財政運営を行うため、地方公会計を積極的に活用し、限られた財源を賢く使う取り組みを推進するとともに、財政マネジメントの強化を図り、将来負担に留意し、町債残高を適切に管理しながら基金の確保に努めます。

今後のさまざまな課題に対処していくためには、ふるさと納税額を増加させ、自主財源を確保することも必要です。現在、新しい返礼を職員提案する取り組みも始めておりますので、順次返礼品として活用していきたいと考えております。

また、令和3年度からふるさと納税事業を地域商社の財団法人に業務委託して、大幅に寄付額増加が図られる仕組みづくりの検討も進めております。

以上が、第2次吉賀町まちづくり計画に基づいた主要施策の概要であります。

地方創生対策についてでございます。

吉賀町総合戦略につきましては、当初は平成31年度までの5カ年計画としていましたが、人口ビジョンで示す推計人口に大きな乖離がないこと、また、まちづくり計画の計画期間との整合性という観点から、前述のとおり計画期間を2年間延長し、引き続き取り組むこととしました。

なお、来年度は5年に一度の国勢調査が行われる年となっております。結果次第では、今後の見通しが変更となることも考えられますので、注視してまいりたいと考えます。

総合戦略の基本目標ごとの来年度予算措置額としては、安心して働けるしごとをつくる事業に対して9,000万円、結婚、出産、子育ての希望をかなえる事業に対して9,100万円、新しいひとの流れをつくる事業に対して1億4,600万円、協働と連携により住みよいまちをつくる事業に対して3億3,500万円など、総額で6億6,500万円の予算を確保いたしました。

それでは、令和2年度当初予算案の概要について、申し述べます。

令和2年度当初予算の編成に当たっては、まちづくり計画や総合戦略に基づく重点事業を推進するとともに、事業の取捨選択と集中化による持続可能な財政基盤の構築に努めました。その結果、令和2年度一般会計におきましては、今年度当初予算比で3.9%減の68億9,200万円の予算規模となりました。

また、水道事業会計と7本の特別会計の総額は28億9,300万円となり、一般会計、水道事業会計、特別会計を合わせた予算総額は、97億8,500万円となったところであります。

今定例会に付議いたします議案は、専決処分の承認に係る案件が1件、条例の制定、一部改正、廃止に係る案件が15件、一般会計、特別会計及び水道事業会計に係る補正予算と当初予算が14件の合計30議案であります。それぞれの議案の概要につきましては、提案の段階で、各担当管理職員から詳細説明をさせますので、御理解をいただくとともに、慎重なる御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和2年第1回吉賀町議会定例会の開会に当たっての施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） お疲れさまでした。

以上で、町長よりの施政方針の説明が終わりましたので、ここで10分間休憩します。

午前10時30分休憩

.....

午前10時41分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

.....

日程第6. 要望第5号

○議長（安永 友行君） 日程第6、要望第5号社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書を議題とします。

本件については、六日市病院に関する特別委員会に付託しておりますので、その報告を求めます。3番、桜下特別委員会委員長。

○六日市病院に関する特別委員長（桜下 善博君） 委員長の桜下でございます。報告書を読み上げまして、報告にかえさせていただきます。

吉賀町議会議長安永友行様、六日市病院に関する特別委員会委員長桜下善博。

要望審査報告書、本委員会に付託された要望を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。1、受理番号第98号、要望第5号、件名、社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書。

2、審査年月日、第1回令和元年12月12日、第2回令和元年12月23日、町執行部へのヒアリング実施、第3回令和2年1月23日、第4回令和2年2月3日、津和野町への視察研修実施、第5回令和2年2月10日、提出者へのヒアリング実施、第6回令和2年2月19日。

3、審査結果、一部採択、全員賛成と決した。要望項目（2）、（3）を省き、（1）について採択とする。

4、審査理由、現在、社会医療法人石州会等が抱える課題解決を図り、将来的な地域の実情に応じた医療・介護を目指すため、吉賀町、石州会、島根県の構成による「吉賀町医療・介護あり方検討会議」が設置され、議論がなされている状況である。したがって、その方向性が出ていない現段階においては、今後の町財政への影響を計り知ることができないので、要望項目（2）、（3）にある令和2年度以降の財政支援に対する判断は、現時点では困難であるという結論に達したため。

5、審査意見、1、要望項目（1）の令和元年度の更なる追加支援については、石州会の収支状況を十分調査の上、更なる経営改善の努力を求め、今後の町財政の状況を踏まえた財政支援をされたい。2、町と石州会は地域医療を守るという一致点で協議する姿勢を堅持し、常に相互尊重の立場で情報共有し、更に知恵と力を出し合えるよう連携を密にされたい。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。委員長報告に対しての討論です。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、要望第5号社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書を採決します。

この要望に対する委員長の報告は一部採択です。この要望は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第6、要望第5号社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書については一部採択とすることに決定をされました。

日程第7、発議第1号

○議長（安永 友行君） 日程第7、発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第1号について提案させていただきます。

発議第1号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由、財政需要に応じた財政確立により、安心して暮らせる町づくりに寄与するためであります。

裏面をお願いします。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護など社会保障への対応と介護・医療従事者の確保、子育て支援策の充実と保育人材の確保、地域公共交通の維持など、果たす役割が拡大し

ており、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、緊急な政策課題にも直面しています。

また、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が求められています。

一方で、歳入不足を補うため、災害復旧等に携わる事業者の弱体化につながる普通建設事業の縮小も選択せざるを得ない状況となっています。

国におかれましては、地方の財政需要に対応するため、さらなる地方財政の充実・強化を進めていただくと同時に、下記事項に特に留意されることを求めます。

記。１、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

２、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

３、地方交付税における「トップランナー方式」は、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

４、地方交付税の法定率を引き上げ、財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣としております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

提出者に対しての質疑はありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わり、お諮りをします。本件について、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第８．発議第２号

○議長（安永 友行君） 日程第８、発議第２号農産物検査制度の見直しを求める意見書（案）を

議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。１１番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） それでは、発議第２号について提案させていただきます。

吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

農産物検査制度の見直しを求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

理由、現在の農産物検査法は主として外観を重視した検査となっており、特に玄米検査においては、精米してしまうと当初の玄米検査の結果が消滅してしまうなどの問題が生じていることから、農産物規格規定に係る検査項目等について見直すことを国に求める必要があるためであります。

裏面をお願いします。

農産物検査制度の見直しを求める意見書（案）。

農産物検査法は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的としており、その役割は生産者・消費者双方にとって重要なことです。

この農産物検査法による検査規格の品位は外観を重視しており、玄米検査における混入率の最高限度は、カメムシの食害などによる「着色粒」の混入率を０．１％、異物（石、金属片、ガラス片、プラスチック片）０．２％、麦を除く草の種など異種穀粒０．３％などとなっています。

農協などの指導機関では、検査等級が下がるのを防ぐため、農薬の投入を促し、等級が下がることによる収入減を避けるため、生産者の農薬使用につながっています。農薬使用は従事者の農薬曝露、水田生態系への悪影響が懸念されています。

品位検査は「玄米」が対象であって、白米は検査の失効により適用されません。精米すると検査結果が消滅し、品位格付は表示されず、消費者が選択する際の判断情報となっていません。

多様化する消費者ニーズや生産者の経済的負担が増加するなど、制度本来の趣旨を損なうほか、食の安全・安心に関心が高まっている今日の状況を踏まえ、早急な見直しが求められます。

よって、国におかれましては、農産物検査法の農産物規格規定の玄米に係る検査項目及び基準を見直し、外観だけでなく、生産者・消費者の求める品質を重視したものにするなど、農産物検査制度の見直しを行うよう要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、消費者及び食品安全担当大臣、農林水産大臣としております。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより提出者に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。本件については所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第 9. 承認第 1 号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第 9、承認第 1 号専決処分の承認について（平成 31 年度吉賀町一般会計補正予算（第 8 号））を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、承認第 1 号専決処分の承認についてでございます。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和 2 年 3 月 3 日提出、吉賀町長岩本一巳。

専決処分でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決する。

1、平成 31 年度吉賀町一般会計補正予算（第 8 号）、令和 2 年 1 月 27 日、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、その次につけております予算書をもちまして説明をさせていただきますと思います。

内容につきましては、本年 1 月 12 日にお亡くなりになられました内藤博士先生のお別れ会に係る経費を計上いたしたというところでございます。

予算書をめくっていただきまして、まず、6 ページのところをお開きください。歳出でございます。総務費、総務管理費、1、一般管理費、002、一般事務事業費というところで、総額といたしましては 71 万 8,000 円の予算計上です。

以下、明細というところで、消耗品 49 万 5,000 円、これにつきましては、主としてお花

の生花、この費用というところでございます。

それから印刷製本費、これはパンフレットを作成するというもの、それからその下の通信運搬費、これは主として郵券料、それからその下の手数料につきましては、当日、お別れの会で用います大型写真をつくる経費が主なものということです。

最後の使用料につきましては、場所を町民体育館ということで計画をいたしておりましたので、その際に照明のところを少し手配しておく必要があろうというところで、照明器具の使用料というところで予算計上いたしましたところです。

その同額でございますが、予算書は1つ戻っていただきまして5ページです。地方交付税というところ、普通交付税として71万8,000円、同額の予算を計上させていただいたという、こういう内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 印刷製本費のパンフレットという説明がございましたけど、これはあれですか、今度のお別れ会のときに配布するものか。それとも例えば町民に全体に配るものか。どのようなものでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 印刷製本費で予算計上しておりますものが、パンフレットがこれは主なものです。このパンフレットにつきましては、お別れの会当日に来場された方々にお配りをするものというもので計画をしたというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 金額をどうのこうの言うんじゃないんですが、河野鶴雄氏のと
きの費用は幾らでしたか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

総額で申し上げますと、71万7,000円という予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 9、承認第 1 号専決処分の承認について（平成 3 1 年度吉賀町一般会計補正予算（第 8 号））を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決承認されました。

日程第 1 0、議案第 1 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 0、議案第 1 号平成 3 1 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議案第 1 号平成 3 1 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

平成 3 1 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 0 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 3, 6 1 0 万 7, 0 0 0 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

令和 2 年 3 月 3 日提出、吉賀町長岩本一巳。

めくっていただきまして、1 ページでございます。第 1 表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、款 6 県支出金項 1 県負担金補助金 5 億 9, 1 7 7 万 7, 0 0 0 円に 5, 0 0 0 万円を追加し、6 億 4, 1 7 7 万 7, 0 0 0 円でございます。これに伴います歳入合計 7 億 8, 6 1 0 万 7, 0 0 0 円に 5, 0 0 0 万円を追加いたしまして、8 億 3, 6 1 0 万 7, 0 0 0 円でございます。

続きまして、歳出でございます。款 2 保険給付費項 1 療養諸費 5 億 5 8 万 8, 0 0 0 円に 4, 0 0 0 万円を追加し、5 億 4, 0 5 8 万 8, 0 0 0 円、2、高額療養費 7, 9 0 5 万 3, 0 0 0 円に 1, 0 0 0 万円を追加し、8, 9 0 5 万 3, 0 0 0 円でございます。これに伴います歳出合計は 7 億 8, 6 1 0 万 7, 0 0 0 円に 5, 0 0 0 万円を追加し、8 億 3, 6 1 0 万 7, 0 0 0 円になるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、失礼いたします。議案第1号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出でございます。保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付費でございます。

4,000万円の補正でございます。こちらにつきましては、現在運営をしております国保の医療費の支出でございますけれども、今年度、年度中途までは比較的安定した運営がなされておりましたけれども、定例会参考資料の114ページにございますとおり、この1年間の給付状況を載せさせていただいております。上段の表ですけれども、支出の状況ということで、8月までは4,000万円前後というところで比較的安定した状況で推移をしておりましたけれども、9月の5,346万9,000円をピークといたしまして、その後、令和2年まで4,000万円台の状況が続いておるといような状況でございます。そういった中で、要因といたしましては、被保険者の方々の中に悪性新生物あるいは脳血管疾患等々といった病気にかかる方がふえてきたというところがありまして、医療費が高騰しておりまして、今回、実績等々を見込んだ中から4,000万円の増額が必要ということで、増額の補正をさせていただいております。

それに関連をいたしまして、続きました高額療養費の部分につきましても、9月以降、上昇が続いておりまして、こういったところからこの部分につきましても実績の見込みとして1,000万円の増額の補正が必要というところでございます。

あわせて、こちらの5,000万円の部分につきましては、歳入のほうの5ページをお開きいただきたいと思います。医療費に係る部分につきましては、県支出金といたしまして保険給付費等交付金、こちらのほうが島根県のほうから全額交付をされますので、こちらのほうで対応してまいりたいという内容となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 先ほどの町長の施政方針にもありましたが、町長の施政方針では高額療養費でしたが、今回の一般被保険者の療養費が増額の実績があるという、その原因は何だとお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

保健福祉課として原因を調査させていただきましたところ、先ほど申し上げましたとおり、悪性新生物、いわゆるがんにかかられる方、それから脳血管疾患等々にかかられる方が例年よりも平成31年度は増加をしたというところが大きな原因ではないかというふうに思っております。いわゆる高額な医療費ということで、レセプトの点数8万点以上の件数につきまして、平成30年度までは大体おおむね5件程度で推移をしておったところなんですけれども、令和元年度の中から月当たり、それが10件程度、多いときには20件程度になってきたというようなところが医療費高騰につながっている要因ではないかというふうに分析をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第10、議案第1号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第2号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第2号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第2号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ448万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,262万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算補正、まず、歳入でございます。款4繰入金項1一般会計繰入金1億8,180万7,000円に448万円を追加し、1億8,628万7,000円でございます。これに伴う歳入合計でございます。2億3,814万5,000円に448万円を追加し、2億4,262万5,000円でございます。

2ページは歳出でございます。款2後期高齢者医療広域連合納付金項1後期高齢者医療広域連

合納付金でございます。２億２,７４１万１,０００円に４４８万円を追加し、２億３,１８９万４,０００円、これに伴います歳出合計は２億３,８１４万５,０００円に４４８万円追加いたしまして、２億４,２６２万５,０００円というものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第２号平成３１年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第３号）の詳細説明をさせていただきます。

こちらもちょうど歳出のほう、予算書の６ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金について４４８万円増額をさせていただく内容でございます。後期高齢者医療の広域連合のほうには、保険料でありますとか、基盤安定の負担金、あるいは広域連合の事務費等々のそれぞれの市町村ごとの負担金がございますけれども、今回増額をさせていただきますのは、療養給付費に係る部分、いわゆる７５歳以上の方々の医療費に係る納付金、こちらのほうが平成３１年度の当初予算編成時よりも平成３１年度の決算見込みのところで４４８万円増額が見込まれるというようなところから、新たに追加の納付金ということで広域連合より求められたものでございます。

こちらのほうを計上させていただいております、これに対する歳出につきましては５ページのほうをお開きをいただきたいと思います。歳入の繰入金、一般会計からの繰入金ということで、療養給付費の負担金ということで、同額を一般会計からの繰入金ということで対応させていただく補正内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第１１、議案第２号平成３１年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第３号）の質疑は保留をしておきます。

日程第１２．議案第３号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第１２、議案第３号平成３１年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第３号平成３１年度吉賀町介護保険事業特別会計補正

予算（第４号）でございます。

平成３１年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７９２万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億８,１３８万３,０００円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和２年３月３日提出、吉賀町長岩本一巳。

１ページの第１表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、款１保険料項１介護保険料１億６,９７１万９,０００円から２９万８,０００円を減額いたしまして、１億６,９４２万１,０００円、款３国庫支出金項１国庫負担金１億８,２３９万６,０００円に１５８万５,０００円を追加し、１億８,３９８万１,０００円、２国庫補助金１億２,４３９万１,０００円に８３万３,０００円を追加し、１億２,５２２万４,０００円、款４支払基金交付金項１支払基金交付金２億９,１７２万８,０００円に２１３万９,０００円を追加いたしまして、２億９,３８６万７,０００円、款５県支出金項１県負担金１億５,９３２万４,０００円に９９万円を追加し、１億６,０３１万４,０００円、款７繰入金項１他会計繰入金２億１,１３２万円に９９万１,０００円を追加し、２億１,２３１万１,０００円、２基金繰入金１,７８８万円に１６８万８,０００円を追加いたしまして、１,９５６万８,０００円でございます。これに伴います歳入合計が１１億７,３４５万５,０００円に７９２万８,０００円を追加し、１１億８,１３８万３,０００円でございます。

続きまして、２ページは歳出でございます。款２保険給付費項１介護サービス等諸費でございます。９億１,２４３万３,０００円に７９２万７,０００円を追加し、９億２,０３６万円、款６諸支出金項１償還金及び還付加算金６０２万９,０００円から２７１万２,０００円を減額いたしまして３３１万７,０００円、款７予備費項１予備費３１３万７,０００円に２７１万３,０００円を追加いたしまして５８５万円でございます。これに伴います歳出合計１１億７,３４５万５,０００円に７９２万８,０００円を追加いたしまして１１億８,１３８万３,０００円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、失礼いたします。議案第３号平成３１年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）の詳細説明をさせていただきます。

予算書の７ページをごらんをいただきたいと思います。

まず、歳出のほうからでございます。款2の保険給付費でございます、居宅介護サービス給付費、こちらが528万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては、居宅介護サービス給付費ということで、主には在宅で生活されている方々が利用されるサービスでございますけれども、例えて申しますと、デイサービスでありますとか、ホームヘルパー、短期入所等々がございますが、こちらのほうの平成31年度の給付実績見込みが528万2,000円不足するということで、こちらのほうの給付費の増額をさせていただいているところでございます。

続きまして、目3地域密着型介護サービス給付費、こちらにつきましては264万5,000円の増額ということでございます。地域密着型サービスのほうで吉賀町の被保険者に限定をさせていただいた介護サービス費ということでございますので、該当となりますのは、朝倉にありますグループホーム、それから七日市にあります地域密着型のデイサービス施設ということになります。こちらのほうも平成31年度の給付実績見込みが264万5,000円ほど不足が生じるというような見込みでございますので、この部分について増額をさせていただく内容となっております。

続きまして、下のほうに参りまして、款6の諸支出金の償還金でございます。マイナス271万2,000円ということで、こちらにつきましては国庫支出金のほうで介護保険事業中の地域支援事業というのがございまして、国からの交付金を受けておるものでございますけれども、実績報告等々によりまして、平成30年度の実績分で還付が見込まれる部分を補正予算に計上させていただいておりましたけれども、その後、実績報告に基づきまして、国からの決定通知が参りました。その結果、当初見込んでおりました還付金よりも271万2,000円ほど少ない交付決定ということになりましたので、その部分を減額をさせていただいておる内容でございます。

続いて、歳入のほうでございますけれども、5ページのほうをごらんをいただきたいと思います。

まず、款1保険料、介護保険料の第1号被保険者保険料でございます。こちらのほうにつきましては、当初予算のほうから29万8,000円ほど減額の補正をさせていただいておるところでございます。

それから、款3の国庫支出金の介護給付費負担金158万5,000円でございます。こちらにつきましては、先ほど増額補正をさせていただきました居宅介護サービス給付費等の部分の国の法定負担割合20%を掛けたものを計上させていただいておるところでございます。

以下、続いております調整交付金、それから支払基金の介護給付費交付金、一番下にあります県負担金であります介護給付費負担金、それから次ページの6ページのほうの上段にございます

一般会計からの繰入金、ここにつきましては、それぞれの法定負担割合を乗じたものを計上させていただいておるところでございます。

それと、7ページのほうに戻っていただきまして、先ほどの償還金及び還付加算金、国庫支出金還付金のマイナスの271万2,000円と1,000円ほど余ってまいります財源を活用し、こちらの部分については予備費のほうに充当をさせていただき、今後予測されない給付の増等に対応させていただくというところで、6ページのほうに戻っていただきまして、その関係で全体的に不足する財源につきましては、款7の介護給付費準備基金繰入金、こちらのほうを168万8,000円取り崩しをさせていただき補正内容となるものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 7ページの歳出の居宅介護サービス給付費で528万2,000円、給付費がふえたというんですが、これは吉賀町民への給付費と理解してよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

吉賀町の介護保険の被保険者の方に給付させていただき給付費ということになります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第12、議案第3号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は保留をしておきます。

日程第13、議案第4号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第4号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第4号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,335万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算補正の歳出でございます。

款1総務費項1施設管理費4,744万2,000円に、補正額ゼロで、同額でございます。これに伴います歳出合計も6,335万3,000円で、増減なし、補正額ゼロで、同額でございます。

次の事項別明細書以降につきましては、所管いたします柿木地域振興室長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。栩木柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（栩木 昭典君） それでは、議案第4号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を行います。

今回の補正は、平成30年度に発電所放水路補修工事を実施しましたが、それに伴い公課費の減額補正を行うものです。

それでは、予算書の3ページをごらんください。

歳出の総務費、施設管理費、一般管理費の002一般事務管理費ですが、先ほど述べましたように、平成30年度に実施しました発電所放水路補修工事において、工事費等の消費税が売電料に係る消費税を上回り、平成30年度の確定申告分が減額となります。

さらに、直前の課税期間の確定消費税が48万円を下回るために、平成31年度消費税の中間納付が不要となりまして、合計で468万円、当初予算全額を減額いたします。

また、その減額分468万円につきましては、次の総務費、施設管理費、財産管理費の004基金積立金を増額し、基金積立金の総額を3,819万5,000円といたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第13、議案第4号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第14、議案第5号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第14、議案第5号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第5号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）でございます。

平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,852万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7,407万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は第5表地方債補正による。

一時借入金の補正、第4条、一時借入金の最高額に5億円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を15億円と定める。

令和2年3月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入でございます。

款6 地方消費税交付金項1 地方消費税交付金1億1,306万8,000円から298万4,000円を減額し、1億1,008万4,000円。

款9 地方特例交付金項2 子ども・子育て支援臨時交付金2,274万8,000円から1,775万2,000円を減額いたしまして、499万6,000円。

款10 地方交付税項1 地方交付税32億230万6,000円に4,307万5,000円を追加し、32億4,538万1,000円。

款12 分担金及び負担金項1 分担金1,564万7,000円に975万円を追加し、2,539万7,000円。

款14 国庫支出金項1 国庫負担金3億8,194万円に338万5,000円を追加し、3億8,532万5,000円。2 国庫補助金3億1,623万3,000円から546万7,000円を減額し、3億1,076万6,000円。

款15 県支出金項1 県負担金2億74万9,000円に259万5,000円を追加し、2億334万4,000円。2 県補助金2億8,543万円から2,600万1,000円を減額し、2億5,942万9,000円。3 委託金4,701万4,000円から125万3,000円を減額いたしまして、4,576万1,000円。

款18 繰入金項2 基金繰入金6億3,642万2,000円から1億132万3,000円を減

額し、5億3,509万9,000円。

款20諸収入項5雑入7,658万6,000円から2,945万4,000円を減額いたしまして、4,713万2,000円。

款21町債項1町債11億2,845万円に690万円を補正いたしまして、11億3,535万円。

これに伴います歳入合計73億9,260万2,000円から1億1,852万9,000円を減額いたしまして、72億7,407万3,000円でございます。

2ページからは歳出でございます。

款2総務費項1総務管理費8億9,760万5,000円から1,692万3,000円を減額し、8億8,068万2,000円。2徴税費6,627万円から129万4,000円を減額し、6,497万6,000円。4選挙費2,403万2,000円から248万円を減額し、2,155万2,000円。

款3民生費項1社会福祉費14億698万1,000円から4,791万6,000円を減額し、13億5,906万5,000円。2児童福祉費5億6,932万7,000円から1,251万円減額し、5億5,681万7,000円。

款4衛生費項1保健衛生費3億7,298万5,000円から815万1,000円を減額し、3億6,483万4,000円。2清掃費2億9,614万円から1,044万3,000円減額で、2億8,569万7,000円。

款6農林水産業費項1農業費4億8,376万円から709万2,000円の減額で、4,766万8,000円。2林業費9,285万1,000円から744万2,000円の減額で、8,540万9,000円。

款7商工費項1商工費1億4,182万円から220万5,000円減額いたしまして、1億3,961万5,000円。

款8土木費項1土木管理費2億2,137万4,000円から700万円減額し、2億1,437万4,000円。2道路橋梁費3億1,067万6,000円から983万4,000円を減額し、3億84万2,000円。5住宅費1億3,260万7,000円から497万5,000円を減額し、1億2,763万2,000円。

款9消防費項1消防費2億4,491万8,000円から236万円を減額し、2億4,255万8,000円。

款10教育費項1教育総務費2億5,722万6,000円から3,639万6,000円を補正いたしまして、2億9,362万2,000円。3中学校費2億2,451万8,000円から1,000万円減額し、2億1,451万8,000円。4社会教育費2億6,744万

5,000円から100万円を減額し、2億6,644万5,000円。5保健体育費6,576万4,000円、増減なし、補正額ゼロで、同額でございます。

3ページでございます。

款12公債費項1公債費8億7,088万8,000円から330万円減額いたしまして、8億6,758万8,000円でございます。

これに伴います歳出合計は73億9,260万2,000円から1億1,852万9,000円を減額いたしまして、72億7,407万3,000円になるものでございます。

4ページは、第3表繰越明許費でございます。款、項、事業名、金額ということでお読み取りをいただきたいと思います。

2総務費1総務管理費、基幹系システム運営管理費267万9,000円。3民生費1社会福祉総務費、プレミアム付商品券事業費1,037万7,000円。6農林水産業費1農業費、農業水路等長寿命化・防災減災事業費5,060万6,000円。同じく6農林水産業費3水産業費、アユ種苗生産施設整備補助金313万9,000円。8土木費2道路橋梁費、橋梁新設改良補助事業費で1億1,738万7,000円。10教育費1教育総務費で事務局施設整備事業費で4,208万3,000円でございます。

5ページは、第5表地方債補正でございます。

起債の目的、1過疎対策事業債9億640万円を8億3,390万円、2合併特例事業債3,600万円を1億2,330万円、3公営住宅建設事業債6,580万円を5,600万円、4緊急防災減災事業債190万円を380万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前、補正後変更ございませんので、お読み取りをいただきたいと思います。

6ページの事項別明細書以降につきましては、所管をいたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第5号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）について説明をさせていただきます。

予算書につきましては、最後になりますが、24ページから説明してまいります。24ページをお開きいただければと思います。

こちらにありますのが給与費明細書でございます。

24ページの上段見ていただきますと、まず、1、特別職というところで、さらに、その表の一番下、比較の欄を見てください。

まず、職員数の欄、3人の減というふうに記載をしております。内訳を申し上げますと、これ

が、総務課の公設塾に配置予定であった講師、それから産業課で雇用する予定であった林業嘱託職員、それから3つ目に教育委員会の学習支援コーディネーター、それぞれ雇用ということには至りませんでしたので、その部分がここに入ってきているというところでお読み取りください。

その比較欄のその右側です。報酬、それ以外にも幾らかありますけれども、主には、先ほど申し上げた部分を含めまして減額をしておるというところ。

それから、比較の欄、さらに右に行っていただきますと、縦欄、給料のところは54万9,000円の減額があるかと思います。この中身につきましては、町長、副町長、そして教育長、三役の給料の減額措置を行ったところでございます。その金額がここに入ってきているというところで見いただければというふうに思います。

それでは、24ページの下ですけれども、2、一般職でございます。

比較の欄を見ていただきますと、それぞれ数字を記載をしております。年度末のところ、数字のほうの見込みを見まして、精算といいますか、調整をさせていただいているものというところでございます。

さらに、職員手当の内訳というところで、24ページの一番下の表、そして、それぞれの異動増減事由等については、次の25ページの上段に、給料と職員手当というふうに分けまして記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

そうしますと、予算書は戻っていただきまして、歳出から説明してまいります。

13ページをお開きください。

13ページの上からまいります。総務費、総務管理費、1一般管理費でございます。001人件費ということで、減額をさせていただいておりますけれども、ここで特別職の給料に減額の数字が入っているかと思います。これが先ほど申し上げた部分でございます。これは、町長と副町長の減額というところでございます。

それから、次に行きます。

9吉賀高校費です。002吉賀高校支援事業費ということで、国内研修の補助金、それから下宿の補助金、それぞれ減額をさせていただいているというところでございます。下宿補助金については、結果的に、これはもう不要といいますか、実績としてはもうなかったというところで見いただければと思います。

それから、1つ飛びまして、12まちづくり対策費です。007電源立地地域対策事業費でございます。建設工事費、補修工事費、解体撤去工事費ということで、それぞれ減額をいたしておりますけれども、これが、遊具を設置する際の設置工事であったり、補修工事、そうしたものの事業費の確定により減額をするという、こういうものでございます。

それから、その下、13定住推進費です。まず、005地域おこし協力隊事業費、これは総務

課が関係する部分ですけれども、先ほど給与費明細書のところで申し上げました、公設塾の講師に係る部分が主なものというところで見えていただければと思います。

それから、その下です。002定住推進費、企画課が所管をいたしておるところですけれども、よしか暮らし相談員、よしか移集支援員、それから2つの補助金、それぞれ減額をさせていただいておるところでございます。

それでは、おめくりいただきまして、14ページに移ります。

14ページの上段です。右側見ていただきますと、005地域おこし協力隊事業費というところで、これについては産業課が所管する部分です。事業費の実績等々から減額をさせていただいているというところでございます。

それから、その次、中ほどですけれども、14生活安全対策費、003地域公共交通費対策費631万6,000円の増額でございます。生活バス路線確保対策事業補助金がその内容ですけれども、これは、平成31年度の決算見込みに伴いまして補正をさせていただくという、こういうものでございます。

それから、14ページの一番下ですけれども、総務費、選挙費3参議院議員選挙費、それからおめくりいただきまして、15ページの上段、4知事・県議会議員選挙費、それぞれ事業費の確定により、減額をいたしておるところでございます。

それから、15ページ中段から下です。民生費、社会福祉費1社会福祉総務費、009プレミアム付商品券事業費ということで、4,000万円の減額です。事業実績により補正をさせていただくというところでございます。

それから、その下、3高齢者福祉施設費、002老人福祉センター管理費です。指定管理料を13万円増額ということです。中身につきましては、これは、施設ははとの湯荘でございまして、レジオネラ菌の検出による、その影響によりまして、指定管理料を増額をさせていただくという、こういう内容でございます。

それから、めくっていただきまして、今度は16ページです。

上の5障がい者福祉施設費、003障がい者福祉施設整備事業費です。これは、総合支援センターの建設工事等でございます。事業費が確定したことにより補正させていただくという、こういう内容です。

それから、今度は16ページの下ですけれども、民生費、児童福祉費2の保育所費です。006児童福祉施設整備費です。法人保育所整備事業費補助金ということで、減額をさせていただいております。内容的には、双葉保育所の整備事業に係るものというところで見えていただければと思います。

それから、その下の007子ども・子育て支援事業費です。まずシステム改修委託料です。こ

れについては、幼児教育の無償化に伴うシステム改修の委託料でございましたけれども、事業の進捗から減額をさせていただくというものでございます。

それから、16ページが一番下ですけども、保育所運営費負担金です。これについては、今年度の決算見込みから補正をさせていただくという、こういう内容です。

おめくりいただきまして、17ページです。

一番上、衛生費、保健衛生費1保健衛生総務費、005地域医療対策費、調査分析委託料でございます。内容を申し上げますと、六日市病院の経営分析に係る委託料、この部分の減額をさせていただくというところです。実績額に基づき減額をするというものでございます。

それから、17ページの中段から下です。今度は、衛生費、清掃費1清掃総務費です。002清掃総務費というところで、廃棄物処理助成金、それから、その下に同じく002清掃総務費、業務運営関係委託料、それぞれ減額の予算計上がしてございます。この2つにつきましては、下七日市の大規模建物火災、これにつきまして助成金、あるいはごみ処理の委託料の予算計上をいたしておりましたけれども、その事業の実績が見込めるところまでまいりましたので、予算をそれぞれ減額させていただくという、こういう内容でございます。

それでは、まためくっていただきまして、今度は18ページです。

農林水産業費、農業費1農業委員会費、それから、その次の3農業振興費、これらにつきましては、それぞれ事業の進捗、実績等々から補正をさせていただいているというところでございます。

それから、18ページが一番下ですけども、6農地費です。005土地改良単独整備事業費、県単農地集積促進事業補助金というところですけども、これ内容的には、月和田地区において行われている事業というものがこの内容でございます。

それから、その下の006土地改良補助整備事業費です。測量委託料と解体撤去工事費、この2つにつきましては、勝茂ヶ池のため池開削工事に係るものでございます。

それから、一番下ですけども、農業競争力強化基盤整備事業負担金、これにつきましては、現在行っている真田地区の圃場整備に関連するものというところで見いただければと思います。

次にまいります。19ページに移っていただきまして、農林水産業費、林業費1林業総務費です。003鳥獣被害対策費、報償金の増額補正でございます。内容につきましては、鳥獣捕獲の際の報償金ということになりますけれども、鳥獣の種類によっては、多かったもの、少なかったもの、そうしたものがあるわけなんですけれども、本年度につきましては、イノシシの捕獲頭数が大幅にふえたというところがありまして、主にはそうしたところに対処するために補正をさせていただくというものでございます。

それから、次の2林業振興費です。002林業振興総務費、各種減額補正ということになって

いますけれども、これは、事業の進捗状況、実績等から補正をさせていただいているというところでございます。

19ページ中段から下です。商工費、商工費1商工振興費、002商工振興総務費です。事業の実績等から各種補助金の補正をさせていただいているというところでございます。

それから、予算書19ページの一番下ですけれども、2観光費、003観光施設管理費、修繕料としての予算計上でございます。内容について申し上げますと、「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」におきまして、休憩室、それから脱衣場、こちらのエアコンの修理、それから灯油、チップ、それぞれボイラーがございますけれども、そちらの修繕が必要となってきたというところでの予算計上でございます。

次に進みます。予算書20ページに移っていただきまして、上の土木費、土木管理費2土地対策費です。002地籍調査事業費です。測量委託料ということで減額をさせていただいております。これについては、県の補助金額が確定したことによるものというところでお読み取りいただければと思います。

それから、中ほど、土木費、道路橋梁費2道路橋梁新設改良費です。003道路新設改良単独事業費、県営事業負担金735万円の減額でございます。内容につきましては、朝倉真田線におきまして県営事業が予定をされておったというところでございますけれども、この事業については中止というところになりましたので、その部分での減額でございます。

それから、予算書は20ページの一番下ですけれども、土木費、住宅費2住宅建設費、002公営住宅等整備事業費、次のページに行って、これはまたがっておりますけれども、それぞれ事業の進捗により補正をさせていただいたというところでございます。

それから、21ページ中ほどです。消防費、消防費4防災費です。002防災総務費というところで、2つの補助金について減額をいたしております。これにつきましては、結果的に実績についてはございませんでしたので、全額を減額をいたすというところでございます。

それから、21ページの一番下です。教育費、教育総務費2事務局費です。004事務局施設整備事業費でございます。次のページ行っていただきまして、建設工事費というところで、4,208万3,000円の予算計上でございます。

これにつきましては、参考資料の2ページと3ページを見ていただければというふうに思います。先ほどの町長の施政方針の中にも出てまいりましたけれども、文部科学省が今回、補正予算という形ではありますけれども、急遽表明されたというか、GIGAスクール構想という、こういうものでございます。

それで、参考資料の2ページと3ページが、その概要を記載をしておるところなんですけれども、見ていただきたいのは、2ページのまず一番上の四角の囲みです。2つ丸がつけてありま

すけれども、2つ目の丸のところです。「このため、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備」というふうに書いてあるかと思います。事業的には、この2つが大きい柱になるというふうに見ていただければと思います。

そして、その下の事業概要という四角がまた出てきます。事業概要の四角の中を見ていただきますと、(1)として、校内通信ネットワーク整備事業、それから(2)として、児童生徒1人1台端末の整備事業。今申し上げたとおり、事業でいいますと、この2つが大きい柱として、国において補正予算化されたというところです。

さらに、その下、事業スキームという囲みを見ていただきますと、その財源といえますか、そうしたものが書きあらわされております。事業スキームの中の(1)公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金というところ、それから(2)では公立学校情報機器整備費補助金という、この二本立てで事業がつくられているということです。

今回の補正に係る部分というのが、この事業スキームでいうところの(1)でございます。なので、国から2分の1が補助されるという、こういうところを見ていただければというふうに思います。

そして、改めて予算書に戻っていただきまして、22ページの上です。今申し上げました校内通信ネットワークを整備する事業費といたしまして、4,208万3,000円の予算計上、そしてこの2分の1については、後ほど歳入のところで申し上げますが、その2分の1の部分は歳入予算のところで予算計上をさせていただいているというところを見ていただければというふうに思います。

それから、予算書は次にまいりまして、22ページ中ほどです。教育費、中学校費、中学校管理費です。004中学校施設整備事業費、改修工事費で889万2,000円の減額でございますけれども、内容といたしましては、吉賀中学校の改修工事費事業費の確定による減額というところでございます。

それから、22ページの一番下です。教育費、社会教育費3公民館費、006公民館施設整備事業費、建設工事費の減額でございます。内容といたしましては、朝倉公民館の建設工事費の事業費確定に伴うものというところで見えていただければというふうに思います。

めくっていただきまして、23ページです。

中ほどの公債費、公債費2利子でございます。これにつきましては、金額の確定による減額というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ここで、歳出が終わりましたので、昼休み休憩にします。休憩します。

午後1時から再開しますのでお願いします。

午後0時02分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

平成 3 1 年度一般会計補正予算の詳細説明が残っておりますので、引き続き野村総務課長のほうから詳細説明を行っていただきます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、予算書につきましては、歳入に移りたいと思います。ページは 8 ページでございます。

予算書 8 ページ、上からでございます。地方消費税交付金というところ、それから、その下の今度は地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金、さらにその下、地方交付税というところ、ここまでのところにつきましては、額の確定というところでの予算計上というところでございます。

それから、その下です。分担金及び負担金、5 農林水産業費分担金です。農業競争力強化基盤整備事業分担金 9 7 5 万円の予算計上。この内容につきましては、歳出のところでも一部申し上げましたが、真田地区の圃場整備に係る部分、地元負担分というところで見えていただければというふうに思います。

それでは、次のページに移っていただきまして、9 ページです。

中ほどですけれども、国庫支出金、国庫補助金、2 民生費国庫補助金です。プレミアム付商品券事業補助金というところで、歳出のところでも幾らか説明しましたけれども、その内容を含んでの減額というところでございます。

それから、その下の 7 土木費国庫補助金、まず、社会資本整備総合交付金というところで 5 1 0 万円の減額がございます。これ内容につきましては、朝倉真田線の県営事業の中止に伴う減額というところでございます。

それから、1 つ飛ばします。今度は 9 教育費国庫補助金です。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 2, 1 0 4 万 1, 0 0 0 円の予算計上。これについては、歳出のところでは G I G A スクール構想という言葉を用いて若干説明を申し上げました。国が 2 分の 1 の補助をするという、こういう事業スキームになっているという部分でして、そこでの予算計上というところで見えていただければと思います。

さらに、その下、学校施設環境改善交付金です。内容的には、吉賀中学校の改修工事に係るものというところでございます。

それから、次のページに移っていただきます。

県支出金、県負担金、そして、4 土木費県負担金です。地籍調査事業費の負担金、減額 6 6 0 万円ですけれども、こちらについては、歳出のところでも申し上げました県の補助金額が確

定したというところで、調整をしているというところでございます。

それから、中段から下です。県支出金、県補助金、2 民生費県補助金です。まず、保育所緊急整備事業費補助金というところ、内容につきましては、これが双葉保育所の関連というところでございます。

さらに、その下、地域子ども子育て支援事業補助金、これについては、幼児教育無償化に伴うシステム改修、これを歳出のところでも申し上げましたけれども、同額を減額をさせていただいているというところでございます。

それから、その下、5 農林水産業費県補助金です。この中で、県単農地集積促進事業補助金というところがあるかと思います。これについては、月和田地区における事業費の確定というところでの予算計上、それから、1 つ飛ばして、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金 2 6 2 万円の予算計上があるかと思います。内容といたしましては、勝茂ヶ池のため池開削工事に係る部分というところで見いただければというふうに思います。

その他の部分については、事業費の確定に伴うものというところでございます。

めくっていただきまして、11 ページに移ります。

ちょうど中ほどに、県支出金、委託金、総務費委託金として、参議院議員選挙、それから知事県議会議員選挙、それぞれ委託金については、金額の確定により減額をそれぞれさせていただいているというところです。

それから、11 ページの下ですけれども、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金から一番下の森林環境譲与税基金繰入金、ここまでのところについては、それぞれ予算調整という形で予算を計上させていただいております。

さらに、次にめくっていただきまして、12 ページです。

諸収入、雑入、ここの7番、民生費雑入です。プレミアム付商品券販売収入というところ、これについては歳出のところでも幾らか説明をいたしましたけれども、それに合わせて歳入部分も減額をいたすというところでございます。

それから、12 ページの中段から下です。

町債、町債、1 過疎債から一番下の11 消防債までです。それぞれの事業の進捗状況、見込み、それから実績額の確定等々から、この部分を調整させていただいているというところで見いただければというふうに思います。

それから、説明最後になりますけれども、予算書は、恐縮ですが、また戻っていただきまして、4 ページです。

予算書の4 ページに、第3表として繰越明許費を記載させていただいております。

この繰越明許の理由といいますか、その内容については、参考資料の1 ページを見てください。

ますと、それぞれの事業と、それから参考資料の1ページ、右側の縦欄を見ていただきますと、繰越明許費の概要ということで、その繰り越しの内容について記載をしておりますので、あわせて御確認いただければというふうに思います。

以上で、議案第5号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 地籍調査費のことですが、測量委託料が700万円減額になっておると思うんです。これが、先ほどの説明で、県の分担金が確定したから減額しましたという説明だったんですが、地籍調査費の測量費ということになると、700万円もあれば相当な範囲の地籍調査が可能な状況なんです、その範囲を予定したところを全てやって、これだけ余ったのか。それとも、やらにやあいけんところをやらなかったから余ったのかというところじゃないかと思いますが、そのあたりについてはどのような状況でしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えさせていただきます。

地籍調査ですが、当初、昨年の段階で、一昨年ですか、予定を県のほうに出すわけですが、最初の予算については、当初もくろんでおった面積等で積算をしまして、それによって予算を要求します。

御承知のように、なかなか予算がつきにくい状態に、今、地籍調査の予算がつかない状態になっております。大体7月ぐらいに入札をするわけですが、その前にほぼ内示といったものが出ておりまして、この700万円については、その内示のときに、もう既に減額された金額があるということで、その部分で入札等をしております。

ここで3月の段階で、そういった不用額といいますか、県の決定も、その後、追加等もないということで、今回、700万円減額されたということでありまして、入札のときの事業量そのものは変わっていないので、内示額に沿ってできる面積について、昨年の7月だったと思いますが、それぞれ入札をしているという実態で、そのときに、もう既に事業費そのものは、ほぼ固まっているということで、今回それが増額等もないままで、今回この700万円を減額するという意味だったということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ということは、年度当初の当初予算のときに、沢田2地区と、それからもう一つ、田丸かどっか、地域を2カ所予定されとったと思いますが、そのうちの沢田2地区は事業を実施して、もう1カ所はしなかったということではないんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 平成31年度については、新規地区が柿木の栴谷の山林、面積は余り大きくないんですが、県の事業が入っているというところで、急遽行ったところ、それからもう一点、新規事業が広石地区です。

それから沢田の2地区については、測量部分、E工程が済んだ後の測量部分が残ったというような部分があるわけですが、その辺の入札についてはやっております、新規の広石等について若干予算の減額があったんで、面積を狭めたというようなことになっているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 続いてお尋ねします。

13ページの定住推進費とか、それからあと、学習塾コーディネーターとかで、3人ほど人件費が減額になっていますが、これは、もう一人は林業ですか、ということは、予定していた人がというか、そういう応募者がいなかったということなんですか。それとも、コーディネーターをそこまでしなくてもよかったということなんですか。そのあたりをお聞かせください。3人分減額した理由を。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 3人のうち1名というところでは、今、吉賀高校支援事業の一つである公設塾に配置する学習支援員、公設塾の講師でありますけれども、残念ながら、募集をずっとかけておったわけなんですけれども、現実的には雇用というところに至らなかったというところであります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 3人のうちの1人が、教育委員会の小中学校を対象とした学習支援コーディネーターです。こちらも公募はかけておりました。現に3名の応募があったんですが、採用にまで至らなかったというようなところで、減額をさせていただいたというようなことでございます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、林業関係のほうについてお答えさせていただきます。

林業のほうの嘱託職員、こちらのほうを公募しておりました。実際、1人公募されてきて、面接までやらせていただいたんですが、御辞退をされましたので、今年度につきましては、それを減額しておるというものでございます。

これにつきましては、今から森林整備等やっていく必要がございます。この間、全協でも説明をさせていただきましたが、新年度で、協力隊として3名を雇用していきたいというふうに考

えております。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） 15 ページのプレミアム付商品券事業の国の事業でございますが、これで繰越明許費のところを見ると、繰越額は1,037万7,000円あるということで、二千何百万円は、事業が済んでいることだろうと思いますが、ここでまた4,000万円のほうは、事業費4,000万円減額しておるということで、ちょっと理解ができないので、詳細説明を。

それで、対象者の方がやはり商品券を購入できたのが何人かおられて、それが把握ができないのかどうかということもあるかと思いますが、その辺をちょっと詳細説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えさせていただきます。

低所得者向けのプレミアム商品券ということで、今年度、補正等々で予算化させていただいた部分につきましてです。

対象となる方が、3歳未満の子育て世帯の方々と、それから住民税非課税の方ということで、子育て世代の方については、こちらの住民票等々で把握ができるということで、この方々についてはプレミアム商品券の引換券を送付させていただいたところでございます。それに基づきまして申請をしていただいていると。

問題なのは、低所得者の方々でございまして、当初の段階で約1,156世帯、1,474人、うちの税情報等々から把握をさせていただきますと、これだけの対象者がおられたということで、この方々が全て対象となるかどうかという部分につきましては、住民税が課税されておられる方々に扶養されていたら対象外になってしまうということで、ただ、なかなかその部分について把握することが難しいということから、当初は、この方々が全員対象となつてはいけないということで、給付のほうをマックス、最大限のところまで予算要求をさせていただきました。

ただ、実際この方々に御案内等々をさせていただき、あと、申請期限は約1カ月を切ったところなんですけれども、現在のところで申請されておられる方々が、非課税世帯の方で491人の方々が申請をされたということで、そういったところから、今後、今、再度の勧奨等々行っておるんですけれども、これ以上、当初、マックスのところまで行かないだろうということで、まず補正のほうで4,000万円の部分を落とさせていただき、プレミアム商品券については3月いっぱいまで使用ができますので、4月以降の換金分についての予算を確保しなければならないというところから、1,000万円部分を、ちょっと余裕をもって繰り越しをさせていただき、今回予算措置をさせていただきたいというような内容でございます。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 繰越明許費の説明の中で、この参考資料の1 ページにありますが、

これの、まず農業水路等長寿命化ということで、農道を利用する計画であったが、圃場整備工事の着工が大幅におくれ、当地区の年度内完了が困難となったためとありますが、それでは、いつから工事に入れ、それでいつ完成するのか、ということを1つお聞きします。

それから、次にアユ種苗生産施設補助金については、江川漁協の発注遅延により事業が繰り越しとなったためとありますが、これについては、現在どのようなのか。そして、この江川漁協がやっております施設について、いつ完成予定なのかをお尋ねします。

それから、橋梁新設改良費ということで、真田線七村橋の工事が有害物質の含有が確認されており、密閉空間の確保に伴う仮設工の調整に不測の期間を要したとありますが、これは発注前にある程度予測していたことであり、なぜそんなに密閉空間の確保の調整に不測の期間を要したのか。それで、これについて、完成の目標はいつなのか。

それから、2番目の長五郎橋ですが、横構の構造変更で不測の期間を要したということがありますが、これも発注前にはわかっということじゃないかなと思います。そのあたりについて、また、完成時期はいつなのかを説明願います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、勝茂ヶ池のため池の工事の関係でございます。

ここの説明の中には大きな部分として書かせていただきましたけれども、実際御説明をさせていただく上では、工事全体の話をしていただきたいと思います。といいますのは、まず、この工事につきましては、国100%の工事ということで着手をしているところでございます。31年度の我々の考えでは、内示が早目に決まって、春ぐらいから夏までには計画のほうに移れるかなというふうに思っておりましたけれども、実際、国の内示のほうで9月半ばまでずれ込んでしまいました。まず、そこが大きなところでの一つの工期のずれということが発生をいたしました。

その後、業務設計等をしておりまして、工事が進められるように準備をしておるところでございますけれども、12月のところで、実は今回の補正の額で国のほうから増額が参りました。その部分については、補正のところで増額の計上をさせていただいておるところでございますけれども、そういった関係で、全体的にずれたり、それから膨らんだりしてまいりました。

その工事については、今、ここで理由にしております立河内の圃場整備の上流部の工事もまた入ってまいります。この工事とまた完全にバッティングをしてしまうということもありますので、まずは、その工事によって農道等の建設ができたら、その次にその農道を利用して現場のほうへ入る形にしようということになりまして、工事全体につきましては少しおくれる形になりますけれども、1年間、田んぼのこともありますので、形ができて、圃場整備の農道ができあがったら、

それを作業道として利用させていただきながら、現場のほうへ入りたいということにしたいというふうに考えているところでございます。

繰り返して申しますけれども、全体的な工事のおくれがあり、工事を発注するに至りましたら、立河内の上流部の圃場整備とバッチィングをし、そういった部分をよけるために、そういった部分の措置をとらせていただきたいというのが今回のお願いでございます。

それから、続けて説明させていただきますと、橋梁新設改良補助事業費の七村橋の部分でございます。

P C Bが検出されたのはわかった話なので、なぜ遅くなったかということでございますけれども、ちょっとこの書き方が非常に、説明がちょっと不足していたかなというふうに思いますが、実は、このP C Bが検出をされて、密閉空間の中で作業をすることになります。それは議員がおっしゃったとおりでございます。

それに当たって、業者選定を業者のほうとする段になりまして、P C Bが検出されておりますので、その業者がなかなか見つからなかったということが大きな原因でございます。書き方的には、調整に戸惑ったというふうに書いてありますけれども、実際には、その調整をするために業者を選定しなければいけないんですけれども、その業者がなかなか見つからなかったというのが大きな原因でございます。

これを受けまして繰り越さざるを得なくなったということでございますけれども、これにつきましても、川の状況でございますので、漁期が始まるまでには何とか工事を終わらせたいというふうに考えているところでございます。

それから、もう一つ、町道猿走線の長五郎橋のことでございます。

構造の取り合いということでございまして、実は、長五郎橋はトラス橋でございます。トラス橋になりますと、鉄を組み合わせ、三角でつくっている橋でございますけれども、横構といいまして、下面にバッチンの筋交いが入っております。この筋交いを実際には溶接することによって取りかえをしていこう、取りかえたものを溶接していこうというふうに考えておりましたけれども、バッチンの部分をとめるのに、実は溶接では構造材、つまり床版部分がせっておりますので、その部分が溶接機械が入らないということがわかりました。これによって、溶接ではなくて、間隔がなくても何とかとめられる高力ボルトに変更いたしました。その構造変更のために、不測の時間がかかったということがこの理由でございます。

そういったことで、その部分の不測の時間がかかったために、完成につきましては何とか4月いっぱい完成をさせたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 大体わかりましたが、それじゃ、勝茂ヶ池については、下手したら事故繰りの可能性もあるということですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 繰り越しは翌年までということですので、その期間では完了させたいというふうに考えております。事故繰りはしないようにというか、避けたいというふうに考えておりますので、来年度、令和 2 年度で完成させたいというふうには考えております。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それじゃ、アユの種苗施設、こちらについてお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、このアユの種苗施設につきましては、平成 30 年度に第 1 期、31 年度に第 2 期と二期に分けて行うということでございました。

第 1 期の平成 30 年度工事が、これ繰り越しをしておりますが、こちらのほうがおくれたということで、この第 2 期工事、これも発注がおくれたというのが原因でございます。

この完成予定につきまして、今お聞きしておるのは、令和 2 年の 8 月の完成を目指したいということでございました。

進捗率といいますか、それにつきましては、直近のはちょっとわかりませんが、この 12 月ぐらいで 30% 行っておるという途中の報告がございました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10 番、庭田議員。

○議員（10 番 庭田 英明君） 先ほどの質問に出ましたが、勝茂ヶ池の件ですが、現地にも行きましたし、そのときに行った分、工事内容というのも聞いておると思うんですけど、もう一度、どういう工事をされるのかということをお聞きしておきたいと思います。

それと、こうして先人が機械もないときにああいう池をつくって、立河内の田んぼを潤したわけですけど、この工事によって一応その形が消えるんだと思いますけど、今、遺産といいますか、遺構といいますか、もうこれが一応埋め立てなり、なんなりして姿を消すということになりましたら、後世にそういう歴史を残す方法はないわけですけど、その辺のところで、先人がそうやって苦労されてつくられたものを残しておくんだという少しお考えがあるのかということをお聞きしておきたいと思います。

それと、18 ページの産業課の関係ですけど、農業振興費、軒並み△がついておるわけであります。事業が消化されなかったという理由をどのように把握しておられるのかということをお聞きしておきたいと思います。

それと、16ページの双葉保育所の件ですが、補助金、かなりな額がマイナスになっていますけど、これはどういう理由なのかをお聞きます。

以上、3点です。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 勝茂ケ池につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

勝茂ケ池につきましては、西日本豪雨等の大変な被害を西日本で受けたという経過もありまして、国が力を入れてため池等についての対策工事をするようにということで、事が始まったわけでございます。

勝茂ケ池につきましては、作付をされている方も少なくなっていましたので、話をさせていただいて、そういうことなら、ため池自体を撤去していこうということで、話がまとまったところでございます。

工事の内容につきましては、ため池自体を持って逃げることはできませんので、ため池になっております構造の堤の部分でVの字にカットをさせていただいて、その部分を開削することで、山から流れ出た水がそこにたまらないような形。その水も、今、作付をされておる方の水路として乗せていくということで、使いながら。

また、今現在、調査中といいましょうか、でございますけれども、井戸水も利用しながら、その水と山水と、それから井戸の汲み上げ水を利用しながら、水路を整備して、勝茂ケ池自体を開削工事をし、水路を整備し、現在使っておられる方の田んぼもカバーをし、という形の全体的な工事でございます。

一番問題になりますのが、水の確保ということになりまして、幾ら作付が少ないとは言っても、やはり今出ている勝茂ケ池自体の水では、なかなかカバーし切れないだろうということで、地区の方もたくさん井戸を使っておられますので、そういった方たちに影響を及ぼさないようにということで、今調査をしながら、どこがいいだろうかというボーリングポイントを決めているという状況でございますけれども、なかなか直接影響しないところも非常に難しいところでございまして、地区の方の御協力を得ながら、その調査業務をしているということでございます。

工事自体はそんなに難しい工事ではなくて、堤を開削するだけでございますので、その堤の余った土は残土処理をし、その切った部分について、水が当たる部分については、きちんとコンクリート等で構造物をつくり、たたみ、そして、きちっと整備をしていくという、大ざっぱに言うと、そういう工事の内容でございます。

それから、遺構として今後どう考えているかということでございます。

その辺につきましては、まだ考えは至っておりませんでした。今後どういう形があるのか、また地元の方とも協議をさせていただきながら、やはりずっと地域を守ってきた水場でございます

ので、そういったことも含めながら、また地元の方と協議をさせていただいて、今後の方向性は決めていきたいというふうに思います。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） まだ回答があるじゃないか。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 済みません、私のほうをちょっとさせていただきますので。

それじゃ、農業振興費のほう、事業ごとに説明をさせていただきます。

初めに、農業振興総務費の中の新がんばる事業でございます。1,350万円減額しておりますが、この主な要因は、JAさんがカンントリーエレベーターに色彩選別機、これを導入されました。これにつきましては、当初、県の補助金と町の補助金、2つ合わせたものを補助金としてお出しするつもりでしたが、県のほうの新がんばる事業、こちらのほうに採択にならなかったのが1,000万円ございまして、残りの町負担部分だけをJAさんにお支払いしたということで、主な要因は、その1,000万円の県の補助金がつかなかったということと、後は、各事業実施者の入札減というようなものでございます。

それから、担い手集積支援金につきましては、これは12月補正のときに出させていただきましたが、それで、そのときに、吉原・坂折、この圃場整備の関係で、4つの認定農業者にお出しするものだという説明をさせていただきました。

その中の法人を除く個人の3人の認定農業者の方につきましては、この支援金がつくのが令和2年度でつくということになりましたので、その3人分の減額をしておるところでございます。

それから、環境保全型農業の直払いですが、これにつきましては、当初予算で見込んでおった面積が少なくなったと。実際には41.1ヘクタールに減少したということの減額でございます。

それから、次の農地維持支払、資源向上支払の共同活動でございますが、これについては、実際やられておった1つの組織が、平成31年度は実施しないということになりましたので、その分の補助金が落ちております。

それから、長寿命化活動につきましては、これ全額落ちております。というのは、御承知のとおり、この事業期間が5年間あるわけでございますが、5年間で平成30年度で終了して、平成31年度から新たなものをまた始めるわけでございますが、一応その組織で、その交付金をいただいている事業がないということがございましたので、実施される方がいなかったということによりまして、全額を落としております。

それから、新規就農者のほうの関係でございますと、半農半Xにつきましては、当初10人を見込んでおりましたが、実際には5人の方になるということで、対象者の減ということでございます。

それから、農業次世代人材投資資金、これにつきましては、対象者1人の方が事業をやめられたということによる減額でございます。

それから、茶業振興補助金、これにつきましては、その補助金を受け取られる協議会がござい
ますが、そちらのほうが、この補助金を使つての事業を実施しなかったということによる減額で
ございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 法人保育所整備事業費 1,185 万円の減額の理由についてで
ございます。

こちらにつきましては、当初、国の補助事業を活用して法人保育所の整備の部分について助成
をさせていただくという形で、制度設計をさせていただいたところでございます。

そのときに、当初試算をいたしました国庫補助額が、2 カ年で約 4,734 万 5,000 円とい
うような形で交付が受けられるだろうという形で、当初、予算化をさせていただいた部分でござ
います。

その後、実際、国等の協議の中におきまして、基準額について町側に認識の誤りがございまし
て、実際には国の基準額の引き上げがございました関係で、国からの補助金等々が、当初見込ん
でおりましたものが 4,734 万 5,000 円ということで、国負担分については 8,608 万
5,000 円ほど、つまり当初の見込よりも約 4,000 万円ぐらい増加をしてくるというところ
が明らかとなりました関係で、そういったところから、町のこれまで従来の整備をされておしま
した保育所さんとの法人負担の割合を均等にしていかなければならないというようなところから、
町の追加補助というような形で制度化させていただきましたが、国から補助金がふえるというよ
うな形になりましたので、この部分が必要なくなったということで、その中で、当初、令和元年
度については 3,033 万 3,000 円の補助額を見込んでおったわけなんですけども、実際、今
年度事業費の約 10% を、実施していくのに必要な財源が、町の部分で 1,848 万 2,000 円
ということになりまして、この不用となった部分を今回減額をさせていただいたという内容でござ
います。

○議長（安永 友行君） 10 番、庭田議員。

○議員（10 番 庭田 英明君） それでは、その事業自体に影響は及ぼされていないと解釈して
いいんですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 実際に事業の進捗には影響はなく、法人さんのほうでは、もう
既に着手をされておるといふうに伺っております。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） まず、先ほど、勝茂ヶ池を V 字カットすると言われましたけど、

その計画でV字カットしたおかげで、逆に溪流砂防とかというようなことが起きる心配はないと理解しとってよろしいでしょうか。

それと、もう一つ、保健福祉課長にお尋ねしますが、障がい者福祉施設整備事業費で、建設工事費と庁用器具費がそれぞれ700万円ずつ減額になっていますが、建設工事費は、落札額と理解していいのか。それから、庁用器具費については、必要なものだったがそれを買わなかったのか。それとも、余分に積算していたのかというところをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの勝茂ヶ池の御質問について、お答えをさせていただきます。

開削をすることによって、そういった溪流事業、それから砂防事業等が発生するとは思っておりません。ただ、これまで整備をしてきました、勝茂ヶ池に通じる、名前を忘れましたが、谷がございます。その部分については地元の方も、そうなると谷の水もふえる傾向があるかもしれないので、今後また、町のほうでの河川改修はお願いをしたいという要望をいただいております。そういった部分については、今後、町のほうでまた検討させていただいて、皆様の不安を払拭していきたいというふうに考えています。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

障がい者福祉施設整備事業費の減額の部分でございすけども、建設工事費については、落札価格との差額ということでございます。

それと、庁用器具費につきましても、当初こちらで必要な部分を積算をさせていただきましたけれども、こちらも入札等々をやらせていただいた結果、落札との差額により不用額が生じたということで、減額をさせていただいているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 同じような質問ですが、19ページの商工費で、002の商工振興総務費、この中でみな減額になっておるわけですけど、これは、そういう活動がなかったのか、その辺をちょっとお答えください。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをさせていただきます。

商工振興総務費の中で、まず、地域商業等支援事業200万円の減額でございすが、これにつきましては、事業実績が2件ございまして、ほかの不用額を落としたというものでございます。

それから、創業チャレンジ支援事業につきましては、これにつきましては1件の実績でございまして、今後出る見込みがございませんので、60万円減額をしております。

それから、産業活性化支援事業、これにつきましても、実績2件でございます。その残りの不用額を落としたものでございます。

それから、住宅改修の補助金、これにつきましてはまだ確定はしておりませんが、2月の中旬程度で23件の申請がございまして、それから、3月までの多少の余裕を見まして100万円の減額をしておるといところが、この数値でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 要するに、余りなかったということと思うんですが、産業振興ということから見ますと、これは恐らく来年度いろいろやってかと思うんですけど、そういうところの反省に立って何かお考えがありますかいね。このまま、もう何もないからどんどん減額ということになると、産業振興にも何もならんような気がするんですが。その辺のお考え、どうですか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

せっかく補助金の要綱はつくっておりますし、予算計上もさせていただいておりますので、これはなるべく使っていただいたほうが、それはいいものだというふうに思っております。

ただ、これが10分の10の補助じゃございませんので、例えば商店等を改装するにしても、かなりの金額が要ります。そういうこともありますので一概には言えませんが、こういう助成制度があるんで使ってくださいという周知につきましては、来年度もさせていただこうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 22ページの中学校施設整備事業費ということで、吉賀中学校の改修補修費でございますが、減額が900万円ということで、非常に大きい額なんですけど、少し詳しい理由をお聞きます。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 22ページの中学校管理費の中学校施設整備事業費なんですけど、これにつきましては、改修工事費のほう、これは吉賀中学校の入札減によるものです。

それから、補修工事費につきましては、六日市中学校の体育館の外の手すり等々危険な場所がありましたので、こちらのほうの補修工事をしております。こちらの不用部分を減額させていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほど、圃場整備の件で、吉原、朝倉と言われたと思うんですが、

あそこのため池の件なんですが、斎場の入り口のところのため池がありますね。あそこはあのま
まいらうことはないんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川建設課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 坂折池のことをございますけれども、坂折池につきましては、
令和２年度で工事を実施していきたいというふうに考えておりまして、これも開削工事を行いま
して、廃止をしていききたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ６番、大多和議員。

○議員（６番 大多和安一君） ２０ページから２１ページにかかりますが、公営住宅等整備事業
費で、建設工事費が１３９万５,０００円減となっております。これは、落札差額だと思われま
すが、ただ、その関係で、沢田住宅の建設工事のときに、通常は養生シートとか、防護柵等をや
るんですが、今回、そういうのが全然やられていなかったんですが、そういうことを予定してい
なかったから、これだけ減額になったんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 工事の内容については、私はそこまでちょっと存じ上げており
ませんので、養生シート等の件です。ちょっとまた調べまして、報告させていただきたいと思ひ
ます。

○議長（安永 友行君） ちょっと後ほどということなんで、ここで休憩します。１０分間休憩し
ます。

午後１時５８分休憩

.....

午後２時０９分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

６番議員への答弁残りがあります。それから始めようと思います。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼しました。お答えさせていただきます。

担当に確認したところ、平成３１年度の工事については、解体において防火シート等の養生は
全て行って実施したということでありまして、この減額については、あくまでも入札減による減
額ということでありました。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第１４、議案第５号平成３１年度吉賀町一般
会計補正予算（第９号）の質疑は保留しておきます。

日程第 15. 議案第 6 号

○議長（安永 友行君） 日程第 15、議案第 6 号吉賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第 6 号吉賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございます。

吉賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。令和 2 年 3 月 3 日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第 6 号吉賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

この本条例につきましては、地方自治法の改正に伴う条例制定ということになってまいります。

まず、その地方自治法の改正内容について、先に説明をさせていただきます。参考資料の 4 ページと 5 ページをお開きいただければと思います。参考資料の 4 ページです。囲みの中で——失礼しました、ちょうど中段ですけれども、④地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等という、こういう記載があるところを見ていただければと思います。読み上げますと、「条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能にした」というこういう法律改正の内容でございます。

さらに、その下にちょっと括弧書きで小さい字になっていますけども、「条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定」をするという、こういう内容でございます。これが平成 29 年の法律第 54 号において改正をされたところの概要でございます。

さらに、参考資料、次のページ、5 ページに行っていただきますと、実際に改正された法律文そのまま記載をさせていただきました。上の四角囲みを見ていただければと思います。243 条の 2 というところです。「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責」というこの条文が加えられておるところです。

ちょっと読み上げさせてください。「普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員、又は当該普通地方公共団体の職員」、括弧は飛ばします、

「職員の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる」という、こういう法律改正が２９年に行われ、この法律そのものにつきましては、本年の４月１日施行ということになってまいります。これを受けまして、本条例について制定を行うということでございます。

その上で、今読み上げました法律の中に、「政令で定める基準」という表現がありました。文字どおり政令、地方自治法施行令、これは第１７３条に規定がなされたわけなんですけれども、役職に応じまして、１から６までの乗数が設定されたということです。乗数というのは、掛ける数字、掛ける数ということです。それで大変申しわけないですけども、議案のほう、議案の本文のほうを見ていただければと思います。

議案本文の第２条のところに、（１）から（４）まで、いわゆる役職ごとに記載がなされて、その役職の一番右側のところに、上からいきますと、町長が６、それからその下の副町長以下のところでは４、それから（３）では、農業委員会の委員以下のところで２、それから（４）で町の職員が１という、こういう数字が載っているかと思います。ですので、先ほど申し上げました政令で定める基準と申し上げますのが、この６、４、２、１という、こういうことになってまいります。

さらに、法律の中で、「政令で定める額」という表現があります。この考え方ですけども、これは普通地方公共団体の長等の基準給与年額というふうになされたということでございます。

以上のことを改めて申し上げますと、この普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、この今制定しようとしているこの乗数、それぞれ掛けた金額、これを最低責任限度額ということになってまいりまして、この限度額内は責任を負うということになってまいります。それ以外の部分については賠償責任を負わないという、こういう法律、あるいは条例のつくりというふうになっております。

ちょっと繰り返しになって恐縮ですが、条例本文のほうを少し見ていただきますと、まず第１条として、地方自治法第２４３条の２、これに基づいて、責任の一部を免れさせることについて定めるといふこと、それから第２条において、基準給与年額をそれぞれの役職ごとに設定した乗数を掛けた、この金額を控除した額を免れさせることができる、要するに免責させるという、こういうことになります。こうした条例を制定させていただきたいというものでございます。

施行につきましては、法律同様、本年４月１日からということで作成しております。

以上で、議案第６号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

なお、けさほどお話ししましたが、本件に関しましては、平成29年6月9日公布の地方自治法の一部改正により、議会は議決しようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないと規定されており、本日付で監査委員に意見照会を行いますことをおつなぎしておきます。

それでは、質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この条文で言う、善意でかつ重大な過失がないとき、損害賠償額が、例えば1億円だったとしたときに、どのような金額をそれぞれ損害賠償するのか、わかりやすく教えていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、損害賠償額1億円を求められたというところで、もう一つ、これはあくまでも仮定ということでお話をします。町長の給与年額、ここで定めるところの給与年額が1,000万円というふうに仮定をいたします。そうすると、1億円の損害賠償を求められ、そこから、この条例で定める額を控除します。すなわち、町長の給与年額の1,000万円掛ける6、すなわち6,000万円を引く、ここで得られた4,000万円、この4,000万円については免責、要するに責任を免れることができるということになります。

今の数字を仮定で申し上げて、さらに申し上げますと、損害賠償を求められた金額が6,000万円以下だったら、全て全額責任の範囲内という取り扱いとなると、こういうふうになってまいります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第15、議案第6号吉賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての質疑は保留しておきます。

日程第16、議案第7号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第16、議案第7号吉賀町地域公共交通会議条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第7号吉賀町地域公共交通会議条例の制定についてございます。

吉賀町地域公共交通会議条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

96号第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和2年3月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします企画課長のほうで御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 失礼いたします。担当の企画課長、深川でございます。議案第7号吉賀町地域公共交通会議条例の制定についての詳細説明をさせていただきます。参考資料につきましては、6ページ、7ページ、8ページ、9ページに、失礼しました10ページまで関係法令、道路運送法の抜粋、道路運送法施行規則の抜粋、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の抜粋を載せております。11ページにつきましては、それぞれの法律に基づく協議会の位置づけということで一覧にしておりますのでごらんいただけたらと思います。

では、まずこの条例の目的ですが、この条例につきましては、既に設置済みであります道路運送法及びその施行規則に基づく地域公共交通会議、これが一つでございます——及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、法定協議会であります地域公共交通活性化協議会、これを、この2つの会議を一つとするために設けるものでございます。以降、先ほど言いましたが、2つの会議と表現させていただきます。

6ページから、それぞれの法律に基づく目的が書かれております。地域公共交通会議、道路運送法に基づくものですが、これは地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の対応及び運賃料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し、必要となる事項の協議を行うこととしております。

一方、法定協議会、現在の公共交通活性化協議会でございますが、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し、必要な協議をすることと規定されております。

地域公共交通網形成計画では、今回制定されたものではございますが、乗合旅客運送である広域交通や地域内交通の見直し等、市町村運営有償運送を含むスクールバスの見直しを位置づけておりまして、今後、同計画、公共交通網形成計画でございますが、この実施において、乗合旅客運送や市町村運営有償運送に関する事項を協議することとなりますので、このため地域公共交通会議に法定協議会の機能を持たせることが協議の円滑な運営や計画の実効性向上も期待できると判断しまして、2つの会議を一緒にするものでございます。

では、議案に戻っていただきまして、吉賀町地域公共交通会議条例の内容について説明させていただきます。

第1条につきましては、設置ということで、先ほど説明いたしました道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて規定しております。

第2条におきましては、それぞれの法律に基づきます内容を記載しております。1号及び2号

が道路運送法の規定に基づくもの、3号及び4号が活性化及び再生に関する法律に基づくものとしております。

第3条では、組織として、委員構成等を規定しております。法令等に基づきまして、町民、利用者、事業者、関係機関から構成し、22人以内とし、任期は2年としております。

移って申しわけございません。参考資料のほうの11ページを見ていただければと思います。この表の一番下段の長いところでございますが、これが法律及び施行令などから抜粋したものでございます。これの委員を入れるように法律で規定されておりますので、そのことのより具体的なところを載せているところでございます。

また議案のほうに戻っていきまして、第4条から第7条には、役員、会議等の運営方法についての規定となっております。ほぼ今の法定協議会である地域公共交通活性化協議会のものを踏襲しているところでございます。

第8条におきましては、委員の報酬及び費用弁償の支給について規定しています。この中では、国及び地方公共団体の常勤職員は支給しないということにしております。

はぐっていただきまして、附則としまして、この施行期日でございますが、施行期日を本年4月1日とすること、この施行に合わせまして、吉賀町地域公共交通活性化協議会条例は廃止するという、それと非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部につきまして、「吉賀町地域公共交通活性化協議会」を「吉賀町地域公共交通会議」に改めることとしております。

ちなみに、費用弁償につきましては、委員につきましては、1日当たり6,300円の規定となっておりますので申し添えます。

以上について説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第16、議案第7号吉賀町地域公共交通会議条例の制定についての質疑は保留しておきます。

日程第17. 議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第8号吉賀町民生相談員に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第8号吉賀町民生相談員に関する条例の制定についてでございます。

吉賀町民生相談員に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96号第1項の規定により議会の議決を求める。令和2年3月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第8号吉賀町民生相談員に関する条例の制定についての詳細説明をさせていただきます。

条例案をごらんをいただきたいと思います。現在、吉賀町には、民生相談員さんということで、民生委員、児童委員及び主任児童委員の皆様方をお願いをして、この職に対応していただいておりますけれども、このたび、会計年度任用職員の制度等々について精査をいたしましたところ、こちらの民生相談員さんに関する明確な条例規定というものがございませんでした。民生委員さん、児童委員さんには、今後も引き続き民生相談員として、町内の隅々において、全ての住民が住み慣れた地域で安心して生活ができるまちづくりに必要な職務であるというようなところから、このたび条例のほうを整備をさせていただきまして設置をさせていただきたいということでの提案でございます。

第1条、設置目的については、記載のとおりでございます。

相談員さんにつきましては、第2条でございまして、先ほど申し上げましたとおり、町内担当の民生委員、児童委員及び主任児童委員の職にある方を充てるということで、現在、町内には40人の方がおられます。

続きまして、第3条で、役職には会長1名を置いていくということでございます。担当区域につきましては、相談員の担当区域は町長が定めるというふうになっておりますので、基本的には今現在、民生委員、児童委員さん、主任児童委員さんが受け持っておられる区域を想定をしております。

職務といたしましては、次に掲げる3つのものを想定をしております。常に調査を行い、住民の生活相談を把握することということで、住民の皆様が受け持ち区域の皆様方がどういった状況であるのかというようなところを把握をしていただきながら、適切な福祉制度の利用に当たっての情報収集等々をしていただけたらというふうに考えておるところでございます。

それから、やはり多いのが、住民のさまざまな生活の問題についての相談を受けて、必要なアドバイス等々をしていただけたらというようなところを想定しておりますのと、町の福祉事務所が実施いたします業務、例えば、地域福祉のサービスにつきましてですとか、あるいは虐待の解消、それとかさまざまなサービス提供等々について御協力を願えたらというようなところを想定をしております。

報酬及び費用弁償につきましては、第6条のところで報酬費用弁償を支給するというところでございまして、こちらについては、2項のところで別に定めるとありますが、こちらについては、町の非常勤特別職の報酬及び費用弁償の支給条例のほうに規定をさせていただきたいというふうに考えておるところでございまして、こちらの条例のほうをことしの4月1日から施行させていただきたいというような内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ちょっと今の説明でよくわからなかったんですが、民生児童委員と、いわゆる民生委員さん、町がお願いしたら報酬を払うと、費用弁償するというところでいいんですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 民生相談員さんということで、町が委嘱をさせていただき、それに対して報酬及び費用弁償をお支払いをすると、民生委員、相談員さんとしての活動に報酬費用弁償をお支払いをするということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の説明でようわからん。要は、町がこれこれの人について、こういう調査をしてほしいとか、こういう相談をとか、この人についてこういうことをやってほしいということを頼んだら、その報酬を払うのか、それとももう事前に、もうあなたはこの地域の相談員なんだから全部お願いしますよと、いろんなオールマイティーでやってくださいと言って、それで報酬を払うのかということをお尋ねしたんですが。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたしました。基本的には、受け持ちの範囲内で受け持ち地区の範囲内の相談や調査等々を行っていただくということで報酬のほうをお支払いをするということでございます。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたしました。個別具体でお願いをするというものの報酬ではございません。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ちょっと基本的なことを聞いてごめんなさい。現在おられる民生委員ですね、この方が民生委員の職と民生相談員という、結局2つの職を持つことになるんですか。民生委員さんというのは、たしか厚労省かどっかの大臣さんの、任命と思うんです。この民

生委員は厚労省の任命、それから今度、相談員ということになると町長の任命ということで、2つの結局、職を持つということになるわけですかいいね。その辺ちょっとはっきりしないんです。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 議員御指摘のとおりでございます、民生委員、児童委員については厚生労働省からの委嘱、それから民生相談員については、町長からの委嘱ということになります。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それで今、大多和議員が言われたように、結局、この費用弁償というのは厚労省から出る、幾らかわかりませんが、出ますよね。その分とは別個に、この相談員に対して、1カ月なり年間の報酬ということで払うわけですか。出たから、きょうで出ましたよという出づらをかいて、はい幾らですというやり方なのか、どちらでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。民生委員、児童委員さんについては、基本的に報酬等々はございませんので無報酬ということになっております。

民生相談員さんについては、一応、年額で報酬をお支払いをさせていただき、あとはそれぞれ会議とか調査とか、出向かれたときに個別に費用弁償を払わせていただくというような形になると思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、今第5条で言われている内容について、今の民生委員さんがこの職に充たられるということですが、このことについて理解をされているというふうにみなしていいのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 民生委員さんについて、基本的には、地域の情報収集というところ、委嘱をするときに、こういった3点についても、あわせて町の民生相談員さんということをお願いをしたいということで、その役割については、こういったところがありますよというところは、事前に説明をさせていただいた上で、それぞれ承諾をしておるというふうに思っておりますので、その辺の御理解はしていただいているものというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 町内の、特に高齢の方から、民生委員に対しての苦情を受けることが、まあそれは私どものほうに言うてこられるんですけども、される方によっての濃淡が余りにも差が大きい。それで、なかなか協力的でないと思われる民生委員さんについては、いろんな集まりごとがあっても足を延ばしていただけないとか。

ですから、民生委員というのが何をするのかということの蓄積が、なかなかできない状態のまま、一応民生委員としての肩書きを持って地域におられるんですけども、1年に一遍の電話もない、何かあったときも声をかけられることもないという、そういう地域もあれば、結構小まめに、「どうかいね」と言うて声をかけてもらえますよ、大水が出たらすぐ来てもらえるよとか、そういういろいろあるわけなんですけども、そこら辺、任命、そういう委嘱等をされるときに、いま一度、なかなか人がおられないということはお聞きをしますけども、もう少し半歩ぐらいでも活動に参加していただきたいということを、ぜひ取り組みをしていただきたい。

特に、こういうような形で条例として定めるということになれば、よりそこら辺の委員による差、民生委員の人は同じ民生委員なんだけど、地域によってサービス量が異なるというのは、ちょっと住民としては不安な側面がありますので、その辺は要望みたいな質問ですけども、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

各地区を回らせていただいて、お願いをさせていただくときには、やはり民生委員さんとして最低やっていただきたいことを説明をさせていただいて、その上で御了解を得て、今回も改選等々、いろいろと当たらせていただいたところでございます。

そういった中で、なかなかそれぞれ、民生委員さんのことで、なかなかここまでというようなところを、最低のところを設定をして、ここまではやってくださいというようなところも、難しい部分はあるんですけども、そういったところにつきましては、今民生委員の理事会や、あるいは全体の定例会等々の中で、それぞれ個々に頑張っておられる民生委員さんが御自分の活動報告等をなさって、実際、自分はこういった形で地域住民の方々に接したり見守りをしたりというようなところの取り組みなどを、順次、報告等をしていただいているところでございます。

そういったところから、新任の委員さんになられた方々は、そういった実際の事例等々を参考にしながら、今後、そういった取り組みが少しでもできるような形にしていこうということで頑張っていっていただけるものというふうに確信をしておりますので、我々もそういった理事会、定例会の中で、そういったところを、さらにお願いをさせていただきつつ、民生委員さん方の活動、相談員さん方の相談の充実等々が図られていくような形で努力してまいりたいと思います。明確な答弁にはならないかと思いますが、そういった形で原課といたしましては努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ちょっと改めてお尋ねします。先ほど国の、厚労省ですか、委嘱している民生委員さんについては無報酬だから、要するにボランティアだと。報酬はないんだと。

だから、町がこういう民生相談員にして報酬を払うという回答だったような気がするんですが、それで間違いないですか。私は、国の民生相談員さんは国から報酬が出ると聞いているんですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

国からの報酬は、民生委員さん、児童委員さん、主任児童委員さんには出ておりません。全く出ておりません。

今回、民生相談員さんということで、町から委嘱をさせていただき、活動される部分については、お支払いをさせていただくということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第17、議案第8号吉賀町民生相談員に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第18．議案第9号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第9号吉賀町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第9号吉賀町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年吉賀町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年3月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第9号吉賀町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

この条例改正については、まず資料のほうから説明をさせていただければと思います。参考資料の12ページと13ページというところであります。

まず12ページのほうをごらんいただければと思います。今回の条例改正に直接的に影響しますが、参考資料を見ていただきますと、左のところに行政手続オンライン化法の改正と、こういう表現が載っているかと思います。この改正に基づいて本条例を改正するという内容です。

この行政手続オンライン化法というのは、正式な名称を申し上げますと、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律というのが正式名称であります。それを通称、こういう呼び方をするという、こういうことを参考までに申し上げておきたいと思います。

さらに、その参考資料の今読み上げましたところをちょっと下に下がっていただきますと、行政手続のデジタル化のために必要な事項、さらにその下ですけども、行政手続におけるデジタル技術の活用、さらにその下に、行政手続のオンライン原則で、そこに国の行政手続という、そこに文章が入っているかと思います。実は、今回の条例に関しては、そこに「地方公共団体等は努力義務」という、こういう表現が、この中に入っているかと思います。法律で、ここの改正によって、こういうことが明記されましたので、それに合わせて条例も改正をするという、こういうのが背景にあるというところでございます。

その上で、参考資料13ページの新旧対照表を見ていただければと思います。この新旧対照表の中身ですけども、まず題名の改正を行うということです。先ほど行政手続オンライン化法の正式名称を申し上げますと、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、実はこの法律も題名変更がなされています。それが情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律という、こういう法律の題名に改正がなされております。これに合わせて、条例の題名も同様の表現に改正をするということでございます。

それから、新旧対照表の中身のところですけども、第7条、この部分を新たに加えるというところですよ。手続等に係る情報システムの整備等について定めるというところであります。第7条の第1項におきましては、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする、それから第2項におきましては、情報通信技術の利用における安全性、信頼性を確保するよう努めるものとする、そして第3項につきましては、手続等について、簡素化、又は合理化を図るよう努めるものとするという、こうした条例を今回加えるということです。

したがって、国の法律改正によって地方公共団体の努力義務というものが定められましたので、それを受けてこの条例をそのように改正をするという、こういうことでございます。

繰り返しになって恐縮ですけども、上位法令の改正に合わせた例規整備というところで本条例改正案については見ていただければというふうに思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 要するに、国の上位の法律が変わったから条例を変更するということで、第7条に、その努力義務を明記したと、町の、ということですね。ということで、実際には何ら変わらないということよろしいんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 言葉として適切かどうかはあれですけども、今回の条例改正については、法律改正に合わせる形で、形式的な部分での例規整備ということであります。形式的という言葉があれですけど、そういうふうに見ていただければと思います。

加えて申し上げますと、この条例改正によって、何か個別具体のことが想定されるのかといえ
ば、それではございません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第18、議案第9号吉賀町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第19 議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第10号吉賀町監査委員に関する条例及び吉賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第10号吉賀町監査委員に関する条例及び吉賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町監査委員に関する条例（平成17年吉賀町条例第9号）及び吉賀町水道事業の設置等に関する条例（平成28年吉賀町条例第35号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年3月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第10号吉賀町監査委員に関する条例及び吉賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

参考資料14ページに新旧対照表をおつけしておりますので、こちらのほうもごらんいただければと思います。今回の改正につきましては、地方自治法の改正により、条番号が変わっております。それに合わせまして、そこの変わった部分を引用している条例、監査委員に関する条例、それから水道事業の設置等に関する条例、その改正が必要というところでの提出でございます。

この地方自治法の改正なんですけれども、さきに議案第6号のところで、243条の2が、従

来243条の2であったものが、243条の2の2になるという改正がかかったというところを参考資料のほうで見ていただいたところがあるかと思います。

したがって、14ページの新旧対照表で申し上げますと、まず、監査委員に関する条例第3条のうちの中、現行が243条の2という表現、この条番号が、改正後の地方自治法では243条の2の2に変わっているという、こういうことでございます。

同様に、14ページの下水道事業の設置等に関する条例につきましても、現行が243条の2という表現にしていますけども、これが地方自治法の改正後は、243条の2の2というふうに変更が掲げられておりますので、それに合わせて条例を改正するというところで見ただけであればというふうに思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第19、議案第10号吉賀町監査委員に関する条例及び吉賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第20、議案第11号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第20、議案第11号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第11号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町職員の育児休業等に関する条例（平成17年吉賀町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年3月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第11号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

参考資料につきましては、15ページから数ページにわたって続くところ、こちらのほうを見ていただければというふうに思います。

ちょっと中身に入ります前に、この条例改正について説明させていただきますと、昨年の

12月定例会において可決をいただきました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、本来、ここでこの育児休業関係の条例も改正を予定しておったものですが、精査作業が少しばかり時間かかりまして本定例会へ上程するという、こういうことになったものでございます。

すなわち、会計年度任用職員に係る条例改正ということを最初に申し上げておきたいというふうに思います。

それで、改めて会計年度任用職員のことについて触れておきます。地方公務員法の改正におきまして、特別職の非常勤職員等の任用が厳格化されました。現在、特別職の非常勤職員として任用している職員につきましては、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に、およそそちらに移行するという、こうした形になります。

そこで、現状、嘱託職員と言われる方々についての育児休業に関する部分については、吉賀町非常勤嘱託職員に関する規定というものが既にございまして、育児休業の規定は既に設けておるところでございます。

したがって、先ほどの会計年度任用職員制度の移行に伴って、身分が一般職の非常勤職員という、こうした整理がなされます。そうしたことから、条例において育児休業等のさまざまな規定を設けておくという、そういう条例改正の趣旨ということでございます。

内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現に規定も設けております。さらに、国が示しておられます規定、そうしたものも参考にしておるところでございまして、現状と、あるいは国の規定と、およそ変更点というか違った部分はないというところで見いただければというふうに思います。

そうしますと、新旧対照表のほうで幾らか説明をさせていただきます。

まず、15ページの上ですけれども、第2条のところに1号を加える、これが(3)第3号を加えるという、こうした改正です。ここに何が書いてあるかといいますと、非常勤職員のうち対象外となる職員を定めるという、こうしたことが次のページにわたって、ずっと書いてあるというところでございます。

それから、めくっていただきまして、今度16ページです。上に第2条の3というところがあると思います。これも新たに追加する条文でございます。これは、育児休業期間のいわゆる末日の定めを行うということでございます。

それから次のページ行っていただきまして17ページです。第2条の4につきましては、勤務形態がさまざまですので、その期間認定といいますか、そうしたものが非常に複雑な部分がございます。そうしたこととかを含めて、ここでいう表現でいけば、特別な事情がある場合を定めるというものでございます。

それからさらに進んでいただきまして18ページです。18ページの下ですけれども、第3条に、第7号と第8号を追加しております。内容的には、任期の更新があった場合の規定というのが、こちらに定められているというところです。

それから19ページに行ってくださいまして、今度、第5条の3第2項の改正です。この部分につきましては、会計年度任用職員に対しては、勤勉手当の支給がございませんので、その部分がこういう表現で、勤勉手当の支給がないことをあらわした改正というところでございます。

それから、19ページの中段です。第6条です。第6条の見出しを申し上げますと、育児休業した職員の職務復帰における号給の調整というところがあるかと思います。この規定については、会計年度職員については対象外になりますので、ここは除くという文言が挿入されるというところでございます。

それから、19ページの下、第18条です。それからその次のページにわたってなんですけれども、部分休業をすることができない会計年度任用職員、そうしたものの定め、それから部分休業の承認手続等についての定め、そうしたものが新たに加わってくるということでございます。

先ほど来、申し上げておりますけれども、内容につきましては、国から示された内容、それから現在の町で用いている規定、そうしたものを、この職員の育児休業条例の中に盛り込んだ、溶け込ませたというこういう改正となっておるというところで見いただければと思います。

施行につきましては、本年4月1日からということで規定をしておるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第20、議案第11号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第21．議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第12号吉賀町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第12号吉賀町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年吉賀町条例第32号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年3月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第12号吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

参考資料につきましては、21ページに新旧対照表をおつけしております。こちらもごらんいただければというふうに思います。

まず、職員のサービスの宣誓、これにつきましては、地方公務員法の規定に基づきまして、吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例に定められておるところでございます。その上で、新旧対照表の第2条を見ていただきますと、第1項の部分を略しておりますが、ちょっと口頭でこの部分を申し上げますと、新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないという、こういう規定が第1項にあります。この条文に、第2項として、今見ていただいておりますところのものを加えるということであります。

地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができるという、こういう条文を加えるというものでございます。

本来、会計年度任用職員も、そもそもの職員の中に含まれるということでありましてけれども、この条例改正の内容につきましても、条例上、整理をしておくというところでの改正を行うということです。

加えて申し上げますと、こうしたところも、これまで説明で申し上げております総務省が示す考え方にならって条例改正を行うというところを申し添えておきたいというふうに思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） これは、会計年度任用職員はサービスの宣誓をしなくてもいいと解釈できるんですが、そういうことでよろしいんですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） サービスの宣誓は必要ということでありまして。ただ、先ほど口頭で申し上げましたけれども、「任命権者又は上級の公務員の面前で宣誓書に署名」してからという、こういう表現で今設けられているところです。

しかしながら、会計年度任用職員の方々につきましては、その勤務形態であったり、そうしたものが非常に多岐にわたっておりまして、総務省のマニュアルというふうに言っていますが、

総務省のマニュアルの表現を借りれば、そうしたさまざまな勤務形態がある中で、これを一律そのようにするというのが現実的ではない部分もあるわけですし、そうしたところで、今回の条例改正でいきますと、別段の定めをすることができるということで設けておるところです。

加えて、この別段の定めということでありますけれども、実際には、宣誓書に記入して実際に提出をしていただくというような行為は、当然行わなければなりませんよという、こういう話になっているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第21、議案第12号吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後3時14分休憩

.....

午後3時23分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第22、議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第13号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議案第13号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町放課後児童クラブ条例（平成27年吉賀町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは失礼いたします。

議案第13号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

定例会資料の22ページ、23ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

放課後児童クラブ条例につきましては、先般2月19日の全員協議会におきまして、第2期の子ども・子育て支援事業計画の、令和2年度から5カ年間実施をいたします計画について説明をさせていただきましたが、その制定に係るものとして、今回条例改正をさせていただくのと、あわせて、27年改正から定員数等々が変わっておりますので、その部分のほうを改めさせていただく内容となっているところでございます。

まず、22ページの上段、第1条のところにつきましては、ここは文言削除でございます。第2条につきまして、現在、町内に開設をしておりますクラブの名称、位置及び対象区域でございますけれども、この中で、現条例におきましては、六日市放課後児童クラブについては1カ所、七日市放課後児童クラブについても1カ所という記載となっておりますが、こちらについては、今2カ所で開設をしておりますので、それぞれの開設、現行の条例に新たな開設場所として2カ所、保健センターと七光保育所のほうを追加をさせていただく内容でございます。

それから、第6条の利用定員でございますけれども、平成27年当時は、それぞれ1カ所ずつの開設でございましたので、記載の定員となっておりますけれども、六日市放課後児童クラブ30名というところを現在2カ所となっておりますので、30名が2カ所という形で60名に改正をさせていただきたいというふうに考えております。

23ページのほうに行きまして、七日市放課後児童クラブについては40名ということでございました。こちらの部分を、こちらが2カ所となりますので30名分を追加をさせていただきまして、七日市放課後児童クラブについては70名という形にさせていただけたらというふうに思っております。

それから、利用料の部分についてでございます。附則の部分に規定があります。別表第11条関係でございますけれども、こちらにつきましては、現在、第1期計画にあわせまして、32年の3月31日まで月額利用料を全額免除をするというような記載内容となっておりますけれども、こちらのほうをこのたび第2期の子ども・子育て支援計画を策定させていただき、5年間延長ということでの方針を掲げさせていただきましたので、令和7年の3月31日まで全額免除させていただく内容に変更をさせていただくものでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほどの利用のことなんですが、令和7年3月31日までになっていますが、基本的に5年単位で見直すという解釈でよろしいんですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 子ども・子育て支援事業計画につきましては、5年ごとに見直

し策定をさせていただくということになりますので、5年が期間ということになってまいります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） これは、施行は4月1日ということですが、現在、コロナウイルスによる学校休校になっているわけですが、そうした状況を踏まえても、この人数的に改正もあるわけですが、現在のこの人数で、今状況に陥っているクラブで人数は対応できるわけですか。そこを聞きます。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいま提案をさせていただきました定員で、通常の運営は十分対応できる定員数となっておりますし、現在、コロナウイルスの関係で、昨日から開設をさせていただいておりますけれども、こちらのほうも、基本的には自宅待機といったところを原則とさせていただいておりますので、現時点、本日現在で8カ所での利用が全体で40人という状況となっておりますので、十分受け入れは可能な状況になっております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第22、議案第13号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第23、議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第14号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第14号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町介護保険条例（平成17年吉賀町条例第125号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第14号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

定例会資料の24ページ、25ページをお開きをいただきたいと思います。今回、条例改正につきましては、先般2月28日の全員協議会において説明をさせていただきました。第7期計画における介護給付費の実績が計画値と大きく離れているため、財源不足等々に陥る可能性がある

というようなところで、今回、第7期の介護保険料につきまして3年目の、いわゆる令和2年度分の保険料について改正をさせていただきたいという内容の提案でございます。

24ページ一番上の第2条のところにつきまして、左側、現行の保険料の規定をさせていただいております。通常、計画期間中3カ年の部分を保険料として設定をさせていただくということから、対象となります年度は、現行条例におきましては、平成30年度から平成32年度までとなっておりますが、こちらのほうを、平成31年度までとさせていただき、1号から9号までは従来の保険料率を適用させていただきたいというものでございます。

続きまして、24ページ中段にあります、このたび、新たに第2条の第2項を追加をさせていただきまして、令和2年度における保険料率をそれぞれ区分ごとに定めさせていただくというものでございます。

こちらによりますと、第2項の第5号の政令第38条第1項第5号に掲げるもの7万9,200円、こちらのほうが基準額となりまして、第1段階から第9段階までそれぞれの段階ごとの保険料率を設定させていただいたものが右側のところに記載をされておる年間の保険料となっております。

そういった形で、令和2年度についての保険料を設定をさせていただき、4月1日より賦課徴収をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、保険料につきましては、昨年10月からの消費税率の10%への引き上げによりまして、低所得者へ対する軽減措置が設けられております。現行法におきましては、第2条の第2項以下につきましてから第4項までのところで、現行の保険料、先ほど申し上げました、現行の保険税率に軽減率を適用いたしましたものを設定をさせていただいておるものが第4項でございます。こちらの部分を平成31年度分については、改正後の案でいきますと、第2条の第3項から第5項までのところを、そちらのほうを適用させていただくということになります。

これによりまして、第3項におきましては、平成31年度の第1段階の軽減の保険料は2万7,400円になってまいります。

続いて、第2段階につきましては、変更後の金額が4万5,700円、それから第5項におきましては、第3段階の金額が、平成31年度分については5万3,000円になってくるところでございます。ここの部分が31年度まででございます、令和2年度、このたび提案をさせていただきます新たな保険料率に基づきまして軽減率を設定をさせていただくのが、25ページ右側の中段から下の6項から7項、8項についてでございます。ここの部分について、令和2年度分といたしまして、第1段階といたしましては、31年度は2万7,400円であったものが2万9,700円、それから第7項については第2段階でございますので、こちらが4万5,700円であったものが4万9,500円、同じように第8項におきましては、5万

3,000円であったものが5万7,400円というふうに、現行の軽減率を適用した規定となっております。

この部分につきましては、令和2年4月1日にまた新たな政令改正等々が予定をされておるという情報がまいておりますので、そういった政令改正が行われましたら、適用する軽減率を適用させていただきまして、条例改正等々を行っていきたいというふうに考えております。

以上の改正につきまして、4月1日から適用させていただきたいという改正の内容となっております。

以上、早口で申し上げましたけれども、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） まず確認しておきたいのは、令和2年度だけこの金額に改定すると。令和3年以降はまだわからないというところだと思いますが、この1号被保険者の負担金が今上がる一方なんです、これが下がるという方向に行く時期というのはいつごろだと想定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 保険料の部分で申し上げますと、令和3年以降の部分につきましては、全体の40歳以上に占める65歳以上人口の割合は、現行23%という割合になっているんですけども、今後もまだ2025年に向けては、高齢者率、高齢者は増加していくということで、第1号被保険者保険料、今は23%を占めておるわけなんですけれども、こちらのほうが24%、今よりも1%上がってくるというところになってまいりますので、65歳以上の方にお問い合わせをする保険料というのは、まだまだふえていくのではないかなというふうに思っているところでございます。

ただ、今後2025年を経過したあたりのところからは、徐々に高齢者人口が減少していくというようなところがあるわけなんですけど、先般の全員協議会の中で申し上げましたとおり、吉賀町については、その部分について大幅な減はまだ発生してこないだろうというふうに考えておりますので、なかなか保険料の部分での負担の軽減というところについては、なかなか先が見通せない状況ではないかなというふうに思っています。

そういった中で、どのようにして対策を講じていくかというところにつきましては、先般、全員協議会のほうでも申し上げましたとおり、給付費のやはり適正化と、あとは認定調査に関する適性化、それとあわせて、やはりこれまでも取り組んでおりました介護予防の取り組み、健康づくりの取り組みをやはり地道に取り組んでいくしか、今方法はないのではないかなと

いうふうに考えておりますので、とりわけ、給付の適正化の部分については、これまで十分な取り組み等がなされておりましたので、早速3月の段階から、県あるいは先進的な保険者の事例等々を参考にしながら、ぜひとも給付の適正化による給付費の抑制というものを図っていき、皆様の負担軽減につなげていきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、3月から給付の適正化ということで答弁ありましたけども、もう少し適正化の詳細について、御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 今現在、考えておりますのは、まず、サービスを受けていただくのに前提となつてまいります要介護認定の部分でございます。現在、認定者数も先般説明をさせていただきましたとおり、かなりふえてきているという状況でございます。そういった方々が施設に入られ、あるいは町外の施設を利用されておられる中で、更新の調査の部分については、新規の場合は直営、町の認定調査員や職員が行っておりますけれども、それ以外の部分につきましては、どうしても外部の業者のほうに委託をせざるを得ない、この部分の割合をやはり直営で調査をしていく割合を高めていこうというふうに考えておるところでございます。

今回、令和2年度の当初予算においては、その辺の認定調査員の部分についても増員をさせていただく形で、予算のほうを上程をさせていただく予定となっておりますのでございます。まず、認定調査の適正化を図っていきたいと言っておったところでございます。

それとあわせまして、それぞれ皆さんがケアプランに基づきまして、いろいろなサービスを利用されておられるわけなんですけれども、そのケアプランそのものがやはり事業者目線ではなく、いわゆる利用者目線のケアプランになっているかというようなところのチェックも非常に重要であろうというふうに思っております。

本来は必要のない日数のショートステイの利用であったり、あるいは施設入所であったり、本来、利用者のために提供されるサービスがそういった形になっていないような事例等、そういった部分を具体的に今、給付費の高騰を招いているケース等々について抽出できるシステムが介護保険システムのほうにございますので、そういった中から比較的限度額いっぱいまで使われているような部分等々について抽出をさせていただき、その中で、個別にチェックをしていくというような形の適正化の部分を、県のほうからの指導、あるいは先進的に取り組んでいる保険者の取り組み等々を参考にしながら、実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第23、議案第14号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第24、議案第15号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第15号吉賀町立学校施設開放条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第15号吉賀町立学校施設開放条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町立学校施設開放条例（平成17年吉賀町条例第86号）の一部を別紙のとおり改正する。令和2年3月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、教育委員会の次長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。それでは、私のほうから、議案第15号吉賀町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

それでは、定例会参考資料の26ページに新旧対照表がございますので、そちらをお開きください。

今回の改正につきましては、学校施設を開放する場合の使用料の見直しを図るもので、この条例で使用料が規定してあります第7条の別表を改正するというものでございます。

ごらんのように、これまでの学校施設の開放に伴う使用料につきましては、合併前の町村の区域ごとに定められ、相違がございました。また、下段の表のように、昼間、夜間といったような曖昧な区分の設定がされておりました。したがって、今回、施設間による差異の解消や利用に即した区分、及び単価等の見直しを図るために改正することといたしました。

改正後の種別につきましては、屋内運動場、教室1室、屋外運動場の3種とし、区分につきましては、屋内運動場と教室1室は午前8時30分から午後5時までと午後5時から午後10時までで区分し、屋内運動場につきましては、午前8時30分から午後10時までとしております。

単価につきましては、今後は時間単価として、これまでの単価から時間単価を割り出して、屋内運動場の午前8時30分から午後5時までは110円、午後5時から午後10時まででは390円、教室は午前8時30分から午後5時までを50円、午後5時から午後10時までを190円、屋内運動場につきましては、午前8時30分から午後10時までを70円としており

ます。

施行期日は、令和2年4月1日で、同日より適用となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長より提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 私はよく柿木の体育館を使わせてもらっていますが、これは単価が110円、時間によって110円とられますが、光熱費、エアコン代については、これは別途ということでしょうか。柿木の体育館の場合は、ステージだけ使えばいくら、フロアを使えばいくらというように分かれておりまして、全館を一遍に使うということはめったにないんですが、結構光熱費が高くなるものですから、光熱費については改正はないんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えいたします。

議員のおっしゃいます柿木の体育館は、恐らく町民体育館だろうというふうに思っております。今回の内容は、学校施設としての体育館の使用料の改訂ということで、町民体育館は含まれていないということになります。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 柿木村の体育館は町民体育館ですが、中学校の体育館としても使用している、中学校の体育館でもあるんですよ。名前は町民体育館と言いますが、中学校の部活でも使う柿木中学校の体育館。中学生が使う場合だったら柿木中学校体育館、一般が使うのであれば町民体育館、一緒に使うのであればどうという、ちょっとその辺がはっきり、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 柿木の体育館とここの六日市の体育館と同じなんです。だから、これは町民体育館として利用すると。それを、町民体育館を中学校が使っているというふうに理解してもらえばいいと思います。

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第24、議案第15号吉賀町立学校施設開放条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第25、議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第16号吉賀町公民館条例の一部を改正する条例につ

いてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第１６号吉賀町公民館条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町公民館条例（平成１７年吉賀町条例第８７号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和２年３月３日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、教育委員会の次長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼します。それでは、議案第１６号吉賀町公民館条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

それでは、定例会参考資料の２７ページに新旧対照表がございますので、そちらをお開きください。

今回の改正は、今年度実施いたしました朝倉公民館建築工事により、新たな場所で竣工を迎えております。これに伴いまして位置を変更するというものでございます。

条例の第２条に位置が定めてあります。朝倉公民館の位置を吉賀町朝倉７０９番地１から吉賀町朝倉２１６０番地に改めるということで、施行期日は令和２年４月１日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第２５、議案第１６号吉賀町公民館条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第２６．議案第１７号

○議長（安永 友行君） 日程第２６、議案第１７号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第１７号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町営住宅条例（平成１７年吉賀町条例第１６７号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和２年３月３日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 失礼いたします。それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。齋藤 税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは、議案第17号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

参考資料の28ページから入っていきますので、資料のほうで説明をさせていただきます。

全体的な改正について話をさせていただきます。

まず、公営住宅法とその施行令等の改正による上位法による改正、それから、平成29年に改正されました民法の改正によりまして、それに伴う項が出てまいりましたので、その改正と。その2点の改正があるということです。

まず第5条の改正につきましては、上位法等の改正によりまして項ずれが起きたものを直したものであります。

第6条につきましては、これも上位法のわけですが、入居資格ということで、被災住宅者等の収入基準の見直しがされました。1カ月あたりの所得が25万9,000円ということになりまして、第6条の第1項の第2号のところではありますが、21万4,000円から25万9,000円に引き上げられたということになります。

これについては、次29ページのイのところですか。ところの部分についてもそういった適用がされたということで、改正をしているところであります。

続きまして、30ページです。第6条第2項第5号の改正、これにつきましても上位法等の改正で、そこに、第5号の分が書きかえられたということで、上位法の改正により改正させていただいたということです。

それから、中ほどの第11条、ここから民法の規定によるということになるわけですが、まず、第11条であります。これにつきましては、連帯保証人が保証する限度額を何カ月にするかと、そういったものを民法の改正で書く必要がありますので、これについては12カ月とさせていただいたことであります。

これにつきましては、国交省の資料によりまして、全国の平均といいますか、平均が約13カ月、最大が33カ月というようになっているわけですが、この平均的なところで1年分ということにさせていただいたことであります。

続きまして、下の第19条の規定です。第19条につきましては、既に敷金等において滞納等の弁済を、家賃を滞納したまま出られる方等につきましては、敷金等でその弁済にあてていたわけです。この辺も民法の改正によりまして明記しないとそういう方法がとれないという改正にな

りましたので、今回、19条にそこを明記させていただいたということであります。

続きまして、31ページ、第21条の改正です。これにつきましても民法の改正によりまして、修繕の負担といいますか、従来、畳の表がえ、ふすま、障子、破損ガラス等について、軽微のものとしては入居者のほうで修繕をお願いしておったわけではありますが、これについても全て明らかにしないとそういった修繕ができないということでもありますので、ふすま、障子を追加させていただいたということでもあります。

それから、29条、これにつきましては、上位法の改正により新たな部分がつけ加えられていくことで、追加させていただいたということでもあります。

続きまして、下の別表の改正であります。これにつきましては、まず本年度の事業で、中原団地101号から105号を解体、214号から218号を解体しましたので、その部分を別表から削除したと、それで、飛んでいただきまして34ページ、31年度に建設されたものについて、竣工された部分について追加をしたということで、501号、502号、それから601号、602号の4棟について追加をしたものであります。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 資料の30ページのところでお聞きをいたします。

第11条での1号で連帯保証人が保証する限度額ということで、このたび入れられましたんで、今御説明の中では、民法の改正によるということですからけれども、該当するところの条数等示してください。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 済みません、ちょっと今、持っておりませんので、また後日提出させていただきます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ただいまの藤升議員の質問には、後日の当議案のときに税務住民課長より答えさせていただきます。よろしいです。

それでは、質疑はないようです。日程第26、議案第17号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第27．議案第18号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第27、議案第18号吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一

部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第 18 号吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町特定優良賃貸住宅条例（平成 17 年吉賀町条例第 168 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 3 日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、同じく税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼いたします。それではまた、議案第 18 号吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

参考資料の 35 ページをお開きください。これも、先ほどと同じです。収入基準がありませんので、賃貸住宅、その部分が出ておりませんが、この条例については、全て民法の改正によるものであります。

第 10 条が先ほどの公営住宅条例でもありましたですが、連帯保証人さんの限度額を 12 カ月にするという改正、それから第 16 条の改正につきましては、敷金をそういった弁済に充てることができるというような条項の追加、それから第 17 条の改正は、先ほども言いましたが、修繕箇所を明確化するという事で追加したものであります。

以上、簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですね。質疑はないようですので、日程第 27、議案第 18 号吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第 28. 議案第 19 号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第 28、議案第 19 号吉賀町医療従事者等確保対策給付金の支給等に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第 19 号吉賀町医療従事者等確保対策給付金の支給等に関する条例を廃止する条例についてでございます。

吉賀町医療従事者等確保対策給付金の支給等に関する条例（平成２２年吉賀町条例第１８号）を別紙のとおり廃止する。

令和２年３月３日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第１９号吉賀町医療従事者等確保対策給付金の支給等に関する条例を廃止する条例についての詳細説明をさせていただきます。

先般２月２８日の全員協議会につきまして、今現在抱えております町の医療従事者確保対策のところについて検討させていただいた結果について報告をさせていただきました。

この中で、新たに吉賀町医療介護従事者確保支援補助金なる新たな制度を創設させていただきまして、令和２年度４月以降の医療従事者確保の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

この部分につきましては、石州会さんや、あるいは町内介護事業所であります吉賀町介護福祉協議会等々との協議をさせていただき、新たな制度として作成をさせていただいたものでございます。

そういったところを踏まえて、新制度に移行をするということでございますので、従来、医療従事者確保対策の給付金という形で制度化しておりました本条例を廃止をさせていただきまして、新たな制度に移行させていただきたいという内容となっているものでございます。

なお、経過措置といたしまして、この条例によります第１０条、いわゆる町内の医療機関等々に従事する、給付金を受けた場合、年限等々がございまして、この部分についてその従事期間を果たさない方々に対する返還義務については、この条例は廃止することになってもその効力を有する旨を経過措置の中に規定をしておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第２８、議案第１９号吉賀町医療従事者等確保対策給付金の支給等に関する条例を廃止する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第２９、議案第２０号

○議長（安永 友行君） 日程第２９、議案第２０号吉賀町単独住宅条例を廃止する条例について

を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第20号吉賀町単独住宅条例を廃止する条例についてでございます。

吉賀町単独住宅条例（平成17年吉賀町条例第170号）を別紙のとおり廃止する。

令和2年3月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼いたします。それでは、議案第20号吉賀町単独住宅条例を廃止する条例についての詳細説明をさせていただきます。

これにつきましては、平成25年の事業で、福川にあります町営住宅について解体を行ったわけですが、その時点で既にこの単独住宅というのはなくなったわけですが、そのときに条例を廃止するという手続を失念していたということが理由でありまして、今回、そのほかの住宅条例の見直しを図る中で、この住宅がそのまま残っているという、条例が残っているということが発覚して、今回、提案をさせていただいたということです。大変、申しわけなかったというふうに思っておりますが、そういった事情で、今回、単独住宅条例の廃止をさせていただきたいということでもあります。

以上、簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第29、議案第20号吉賀町単独住宅条例を廃止する条例についての質疑は保留をしておきます。

_____・_____・_____

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りをします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本日は、これで延会することに決定をいたしました。

本日は、これで延会をします。御苦労でございました。

午後4時12分延会
